

卷末資料

- 1 京都市の特性
- 2 京都市の現状と動向
- 3 モニタリング指標
- 4 用語集
- 5 都市計画マスタープラン策定の経過

1 京都市の特性

(1) 京阪神大都市圏の一角をなす京都都市圏の中核都市

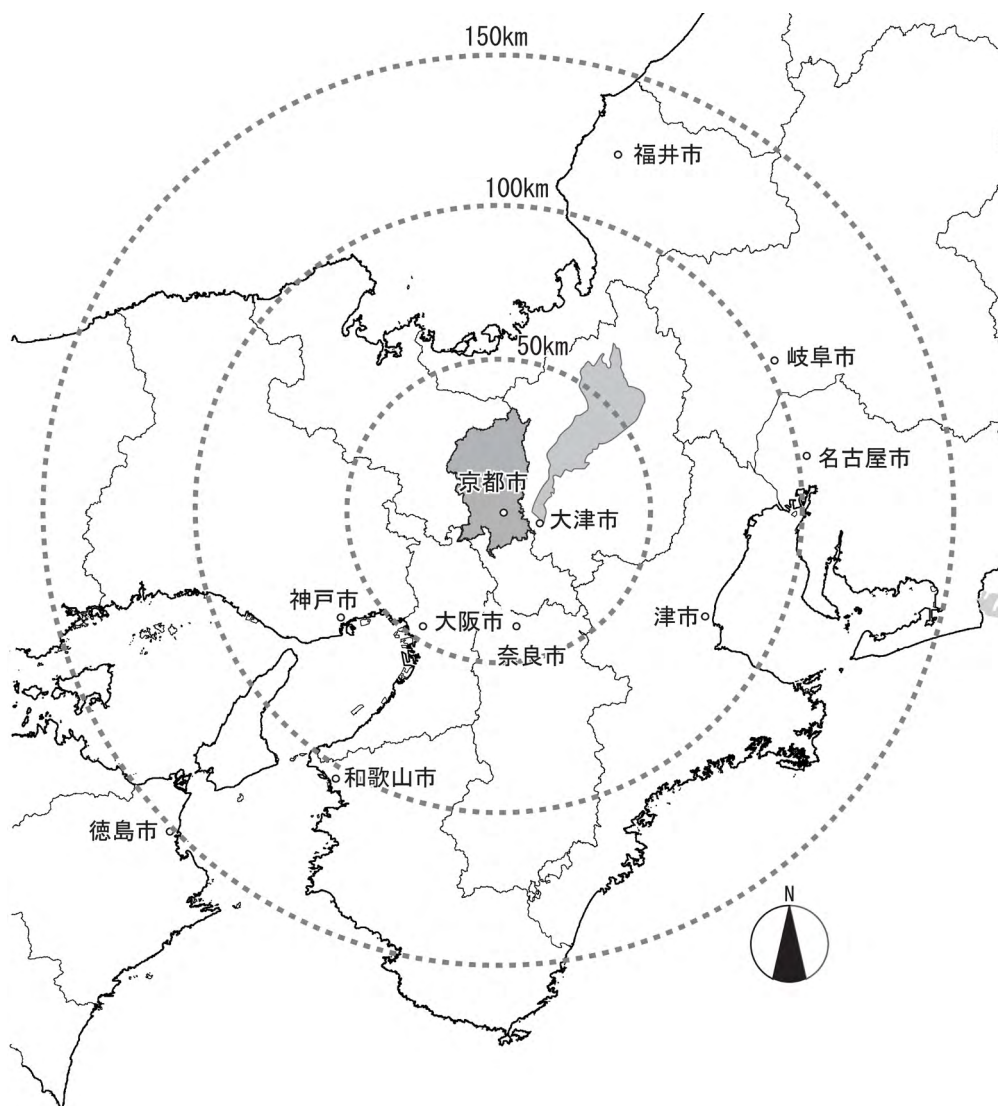
京都市は、京都府の南部に位置し、京都盆地の北半分、山科盆地及び丹波高原の東辺の一部からなる内陸都市です。

人口は約 143 万人を有する政令指定都市で、京都府の人口の約半分を占めています。

また、市制を施行した明治 22 (1889) 年当時、上京区、下京区の 2 区で構成された市域面積は 2,977ha でしたが、順次周辺市町村を編入し、平成 17 (2005) 年の京北町との合併により、東西方向は約 29km、南北方向は約 49km に及び、市域面積は約 82,783ha となっています。

現在、京都市は、京都市を中心として、京都府南部や滋賀県南西部に及ぶ京都都市圏を形成するとともに、大阪市、神戸市と並ぶ近畿地方の大都市の一つとして、京阪神大都市圏を形成しています。

■ 京都市の位置



(2) 1200 年を超える長い歴史を持つ歴史都市

京都市は平安建都以来、1200 年を超える歴史を積み重ねてきた歴史都市です。

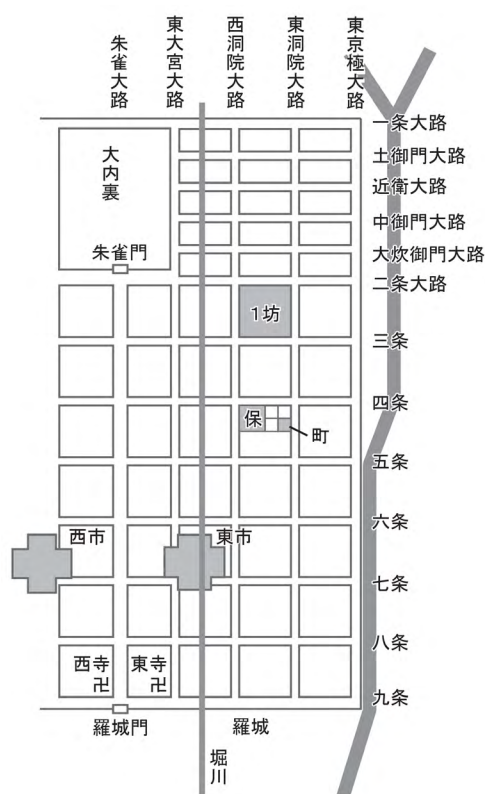
京都市の市内中心部は、平安京造営の際の碁盤目状の道路構成や豊臣秀吉による短冊街区の形成を基礎として、江戸期には、産業発展の基盤となる高瀬川の運河開削などが行われ、明治期には、琵琶湖疏水建設、水道整備、道路拡張、市電の建設などの大事業が実施されました。昭和初期からは、土地区画整理事業による計画的な市街地の拡張など、本格的な近代都市計画の推進がなされてきました。このように、近代に至るまで時代に応じた都市整備がなされ、それが今日でも重要な都市の基盤を成しています。

また、永い歳月の中で、市街地の周囲を取り囲む山々や鴨川、桂川に代表される山紫水明と称される豊かな自然が育まれ、古くから自然環境と共生する生活が営まれています。

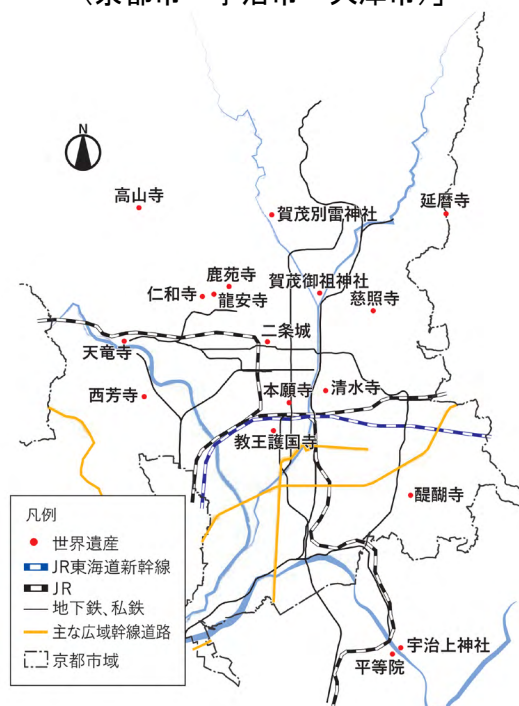
さらに、世界遺産を含む数多くの国宝や重要文化財、神社仏閣、歴史的景観を形成する建築物や庭園、優れた景観、土木遺産、食生活やきもの文化、年中行事などの暮らしに息づく文化、地域コミュニティ、伝統産業、知的財産などの歴史・文化資源が今も存在しています。

これら有形無形の蓄積が京都の特性となっており、市民の生活を支えるとともに、日本のみならず世界から訪れる多くの人々を魅了しています。

■ 平安京の町割



■ 世界遺産「古都京都の文化財」 (京都市・宇治市・大津市)」



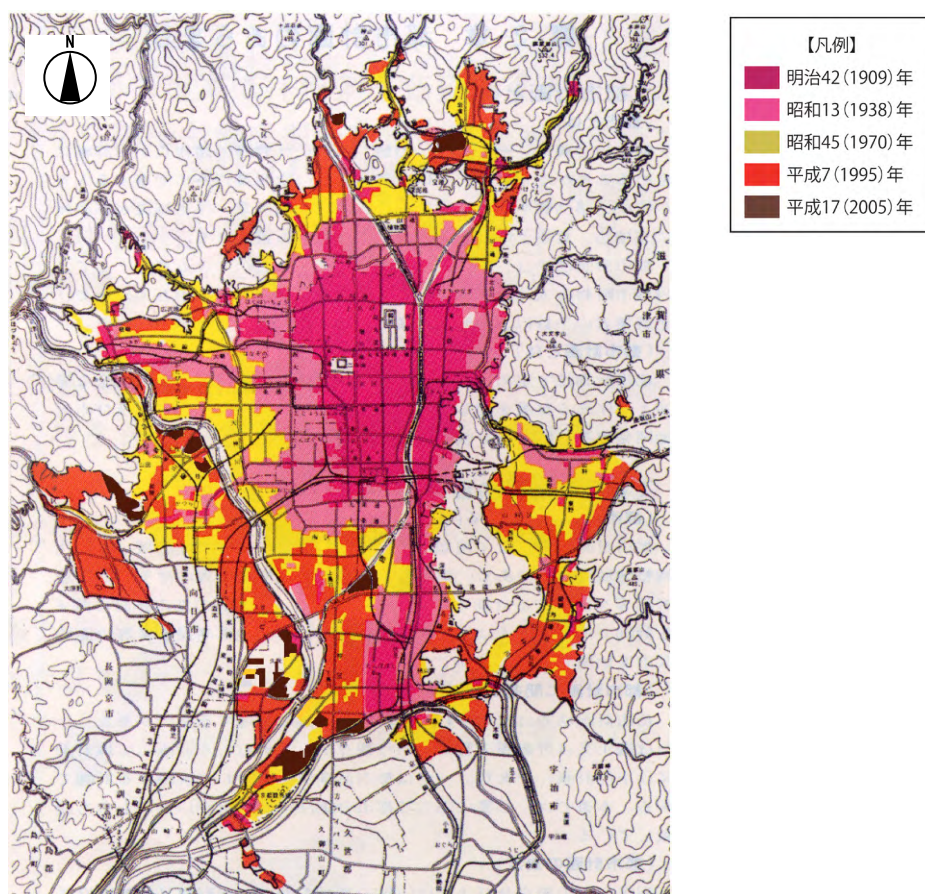
(3) 個性的な地域から構成されるまとまりのある市街地

京都市の市街地は、都心部や伏見の中心部など古くから市街地であったところを中心に拡大してきました。急激な人口増加のために、高度経済成長期にスプロール化したところもありますが、三方を山々に囲まれるという地理的条件や早くからの風致地区の指定などの取組により、市街地の拡大は限定されています。

京北地域をはじめとする山間部では、豊かな自然をいかした生活が古くから営まれ、「洛中」と「洛外」が歴史的・文化的・経済的に深いつながりを持ち、相互に発展してきました。

京都市には、山々などの豊かな自然をはじめ、長い歴史に培われた文化や地域コミュニティ、歴史的な町並み、産業などの京都特有の歴史・文化を背景として、ヒューマンスケールで個性的な地域が成り立っています。また、それらの地域が連たんし、ネットワークすることで、暮らしやすいまとまりのある市街地が、「保全・再生・創造」という大きな枠組みを基本として形成され、魅力・活力を生み出しています。

■ 市街地の変遷図



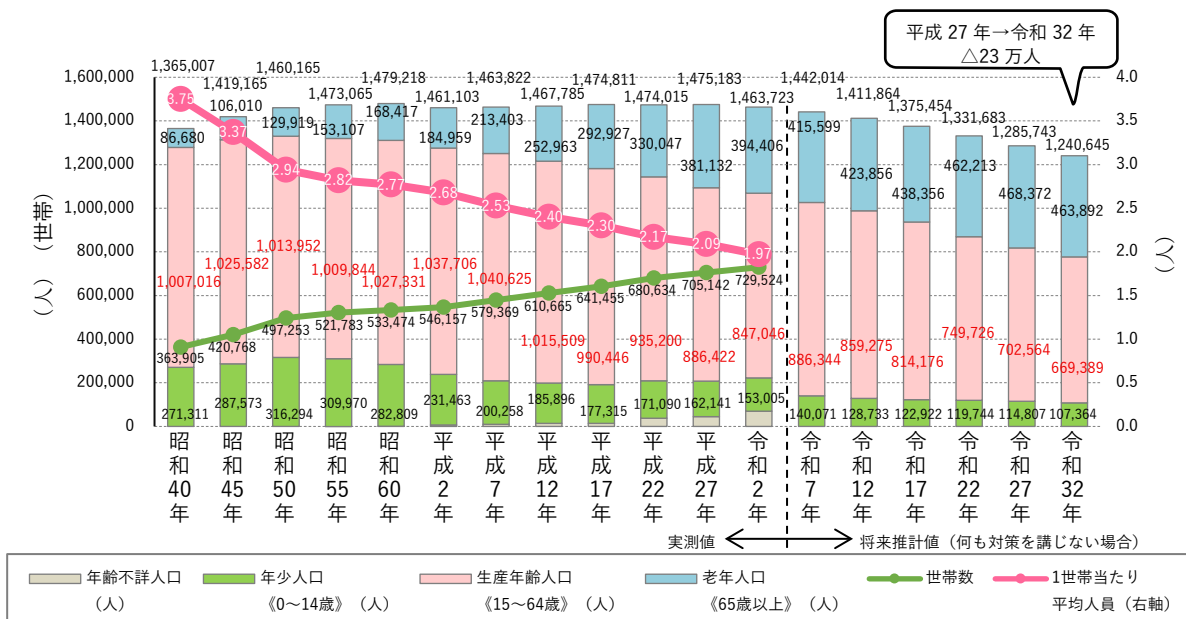
2 京都市の現状と動向

(1) 人口を取り巻く現状と動向

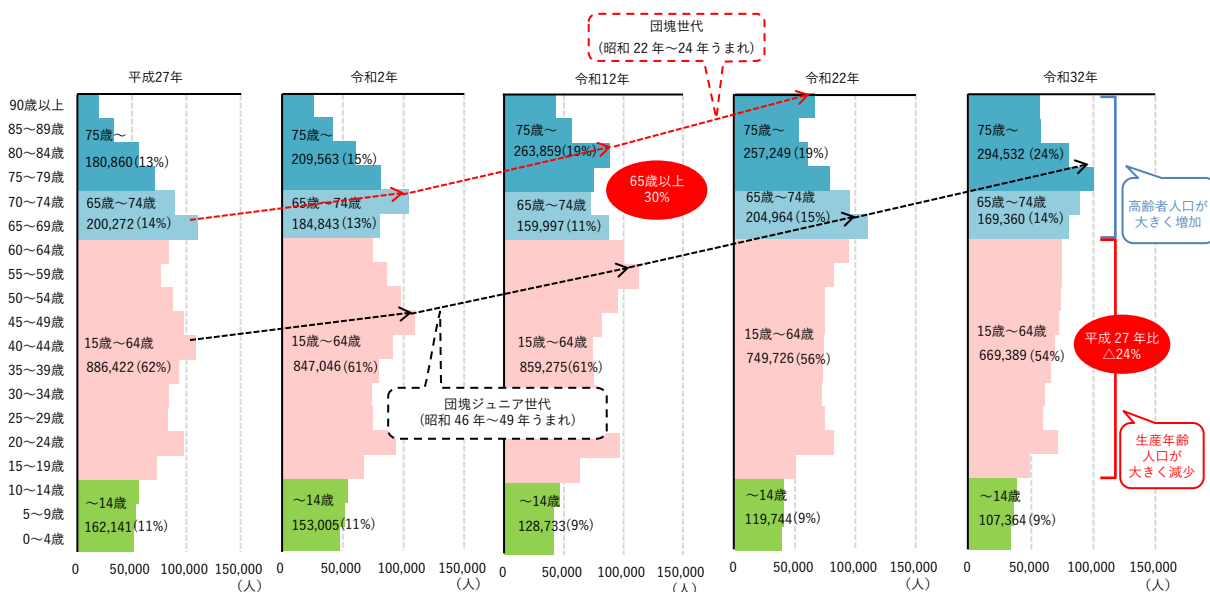
① 人口減少・少子高齢化

- 今後も人口の減少と、高齢化が進展すると推計され、令和 32（2050）年の推計人口は 124 万人となっている。

■ 人口の推移と将来推計



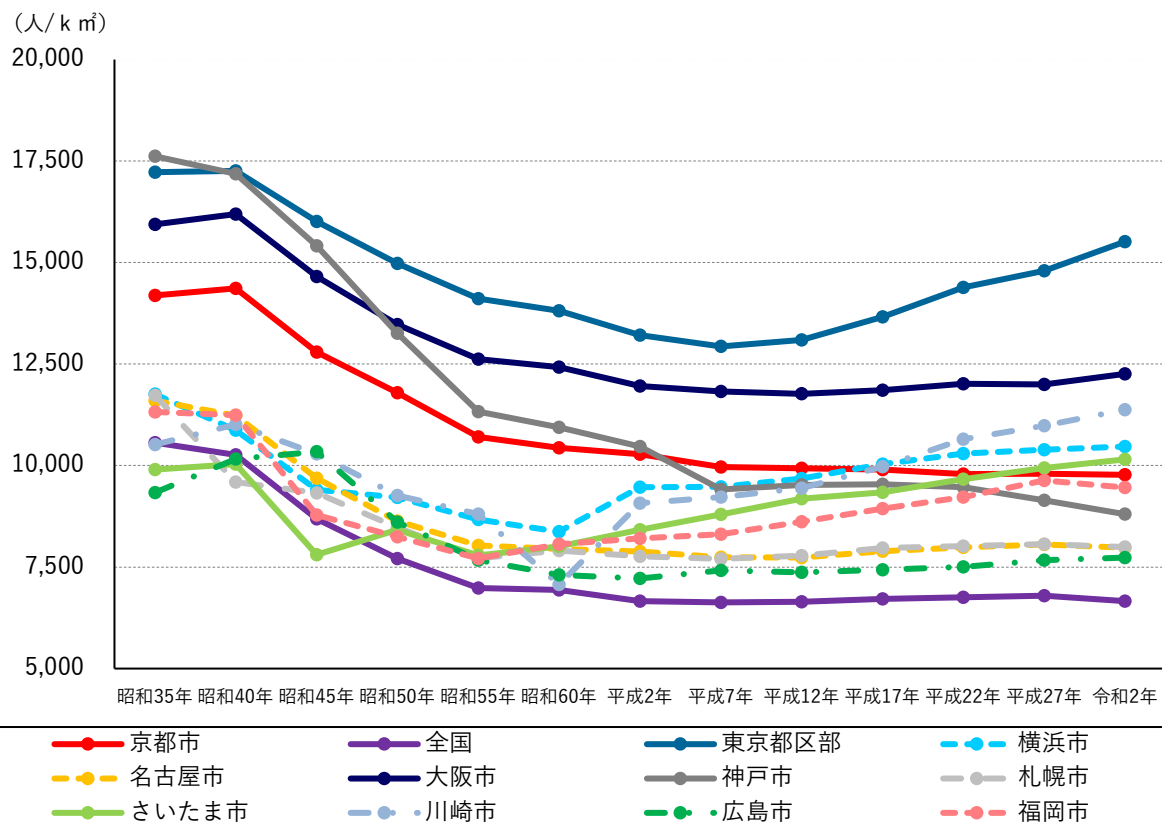
■ 人口の推移と将来推計（人口ピラミッド）



② 人口の動向と人の流れ

- 高密度でまとまりのある市街地を有しており、DID*人口密度が全国平均と比べて高い一方で、東京・大阪の中心区と比べて都心部における昼間人口の規模や密度は低い。

■ 人口 100 万人以上の都市における DID 人口密度の変化



※ DID：人口集中地区（Densely Inhabited District）の略で、国勢調査において設定される統計上の地区のこと。原則として市区町村の区域内で、人口密度が1km²当たり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して、人口5,000人以上となる地区のこと。

資料）総務省「国勢調査（各年）」

■ 京都・東京・大阪の人口密度が最も高い行政区（特別区）の比較

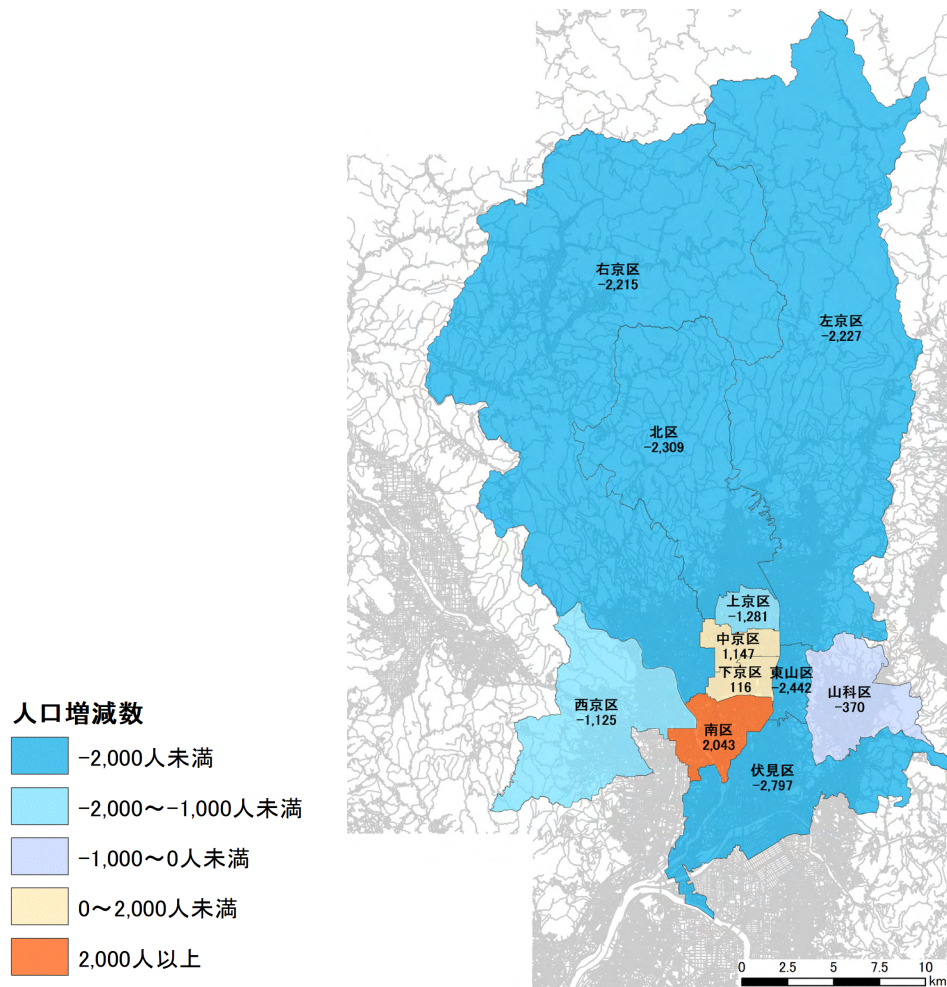
	面積 (km ²)	夜間人口 (定住人口) (人)	人口密度 (人/km ²)	昼間人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
京都市 中京区	7.41	110,488	14,910.66	152,398	20,566.53
東京都 千代田区	11.66 (1.6)	66,680 (0.6)	5,718.70 (0.4)	903,780 (5.9)	77,511.15 (3.8)
大阪市 北区	10.34 (1.4)	139,376 (1.3)	13,479.30 (0.9)	449,202 (2.9)	43,443.13 (2.1)

※ () 内の数値は、京都市を1.00とした場合の換算値

資料）総務省「国勢調査（令和2年）」

○ 中京区、下京区、南区以外の行政区においては、人口が減少している。

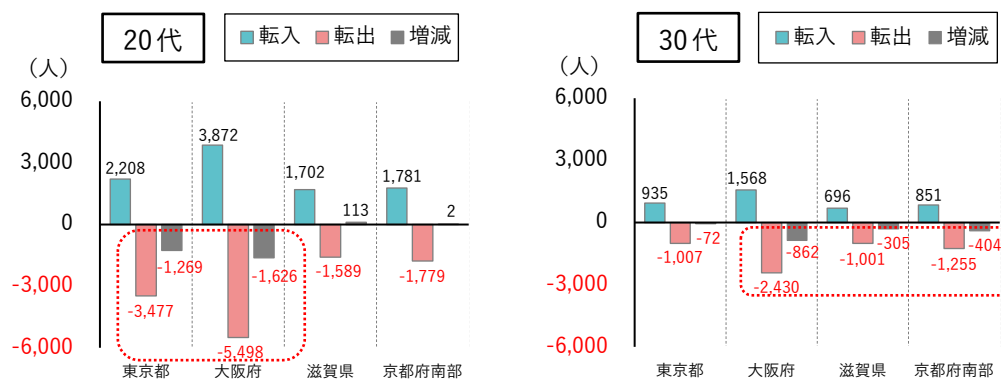
■ 行政区別の人口の増減（平成 27 年～令和 2 年）



資料) 総務省「国勢調査（平成 27 年、令和 2 年）」

○ 就職期の 20 代が東京都・大阪府等に、結婚・子育て期の 30 代が近郊都市等に転出超過になっている。

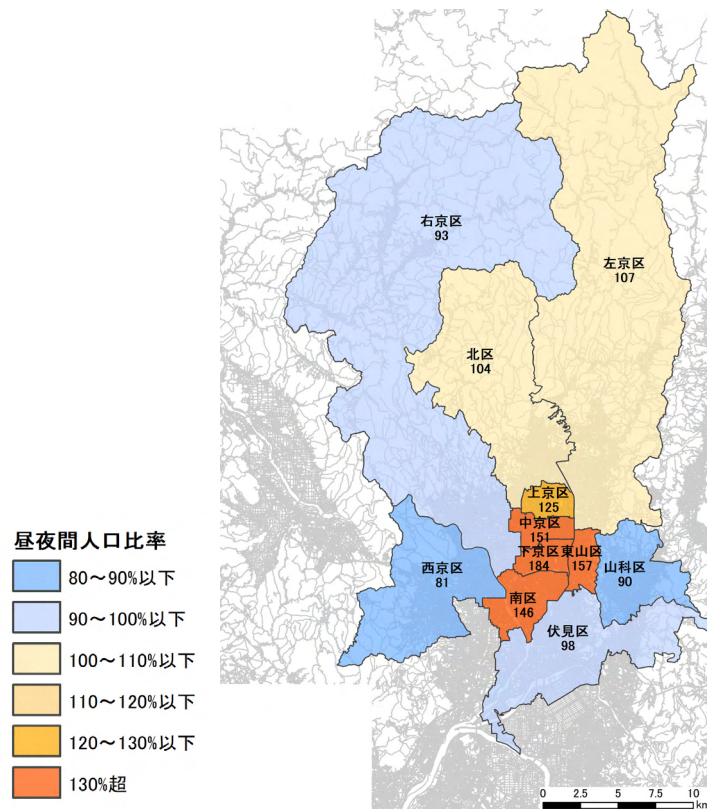
■ 20 代、30 代の社会動態



資料) 京都市統計ポータル「人口動態・人口移動」（令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月の集計数値）

- 就業者の昼夜間人口を見ると、都心部では流入超過、周辺部（山科区、右京区、西京区、伏見区）においては流出超過となっている。

■ 昼夜間人口比率※（就業者のみ）

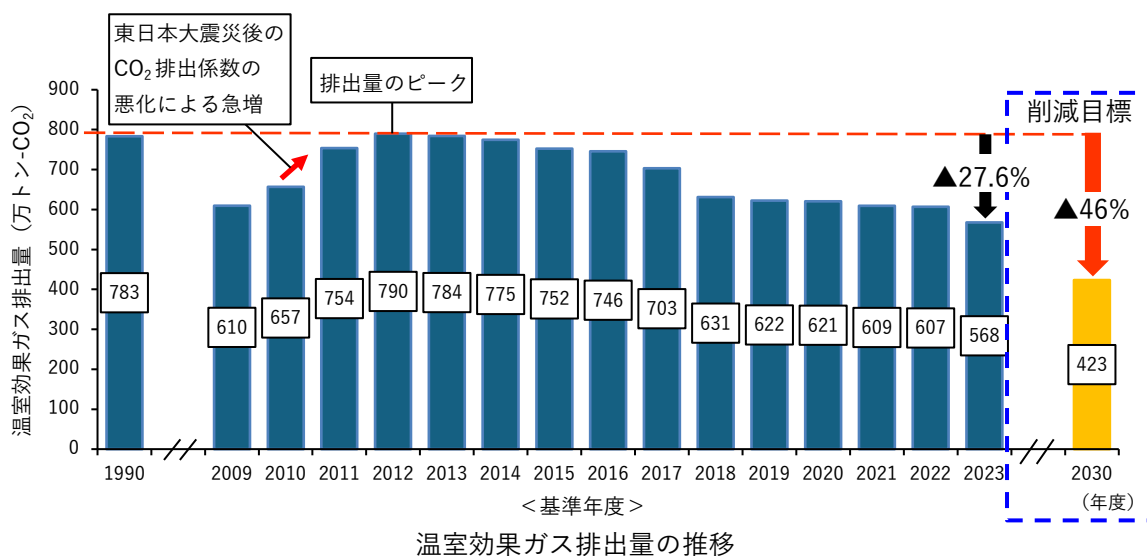


（２）環境を取り巻く現状と動向

① 脱炭素型・循環型の都市づくり

- 京都市域における温室効果ガス排出量は、削減目標の基準年である 2013 年度と比べると、27.6%減少となっている。

■ 京都市域における温室効果ガス排出量の推移



- 京都市では、ものを大切にするしまつの心など先人から受け継いだ伝統をいかし、ごみの出ない循環型のライフスタイル・ビジネスモデル・地域社会への転換を目指しており、本市のごみ量は、これまでの長年にわたる市民・事業者との協働により、平成 12（2000）年度のピーク時 82 万トンからの「ごみ半減」を達成している。

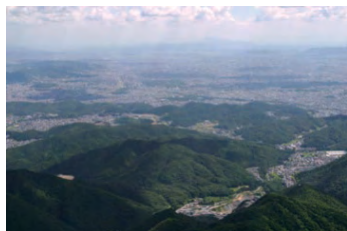
■ 南部クリーンセンター



② 自然環境

- 山々の森林や河川の水辺環境は、古くから山紫水明の京都の礎となるとともに、生物多様性を支える礎である豊かな自然と都市とが共生する特徴的な都市構造を有している。しかし近年、建築材などへの森林資源の利用減少や林業の担い手不足に伴い森林の荒廃が進み、生物の生息・生育環境としての質の低下などが懸念されている。

■ 北山の山麓部



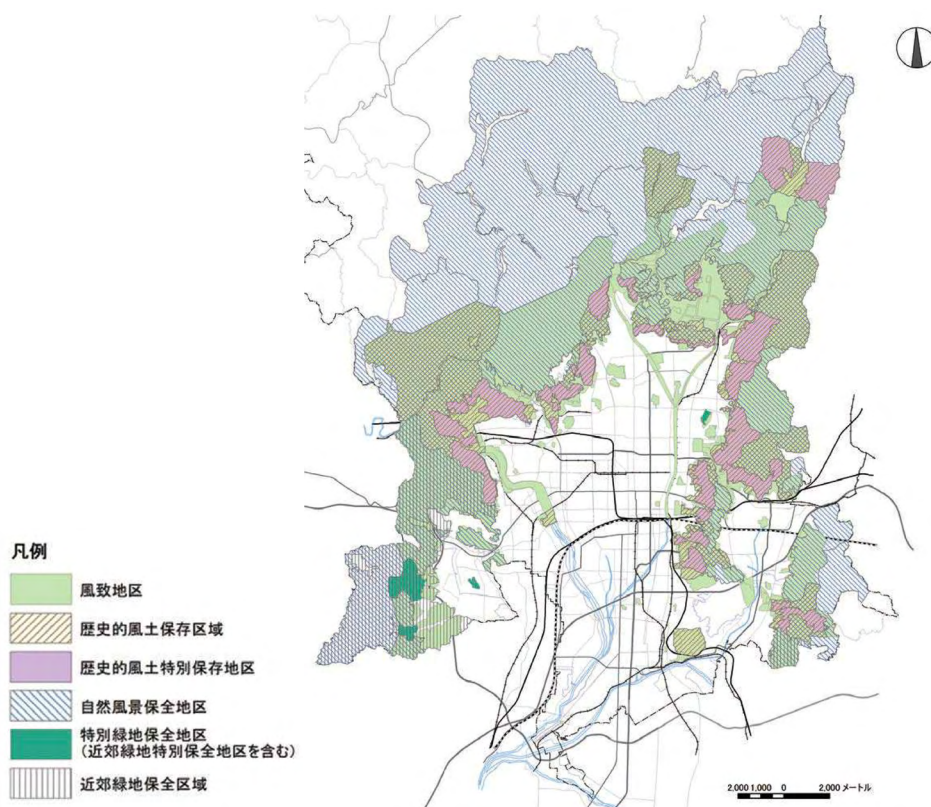
■ 東山の山麓部



■ 西山の山麓部



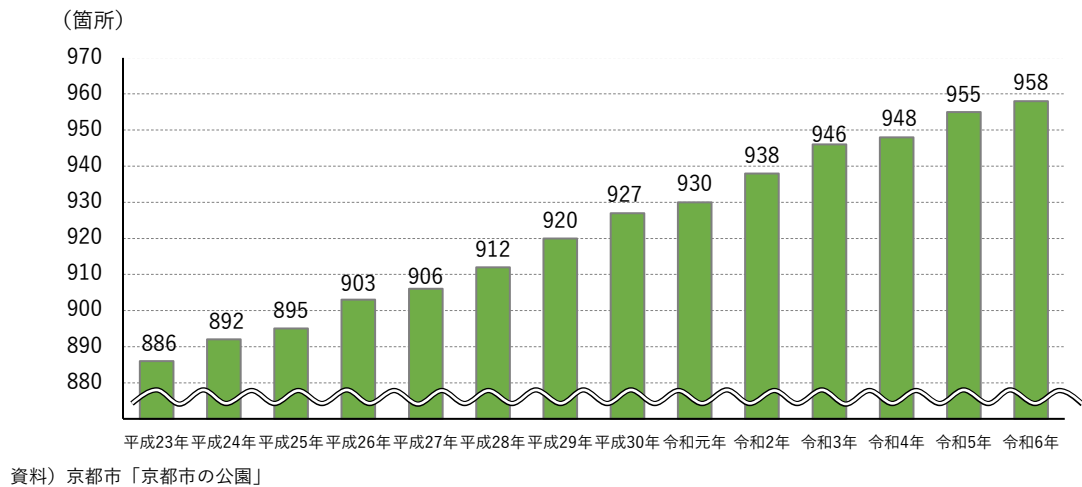
■ 自然・歴史的景観の保全に関する指定概要図



資料) 京都市「京都市景観計画」

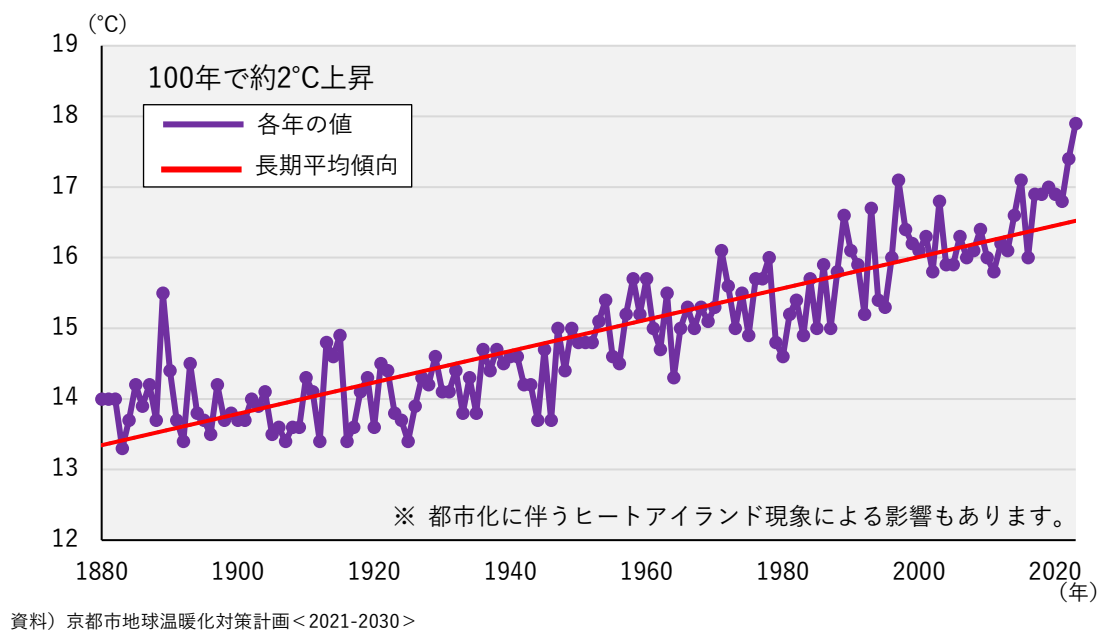
- 京都市には、市街地周囲の山々をはじめ、市街地内での神社仏閣などにおいては多くの緑があり、また、900を超える公園が設置されている。

■ 市営の都市公園数



- 近年、大気中の温室効果ガス濃度の上昇やヒートアイランド現象等により、京都市においても平均気温が上昇し、猛暑や豪雨など、気候変動による影響が一層顕在化・深刻化している。

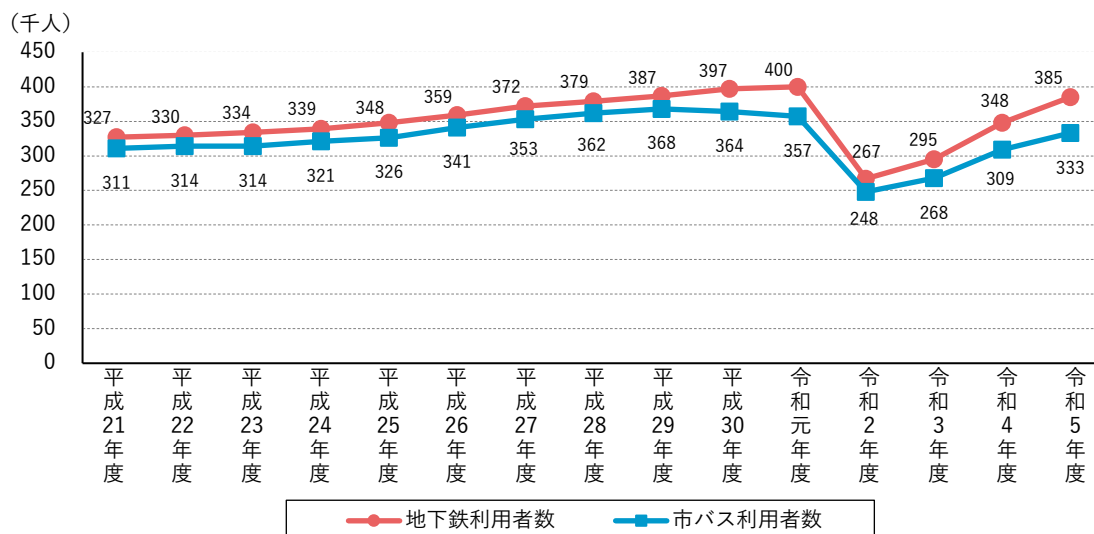
■ 京都の年平均気温の推移



③ 人と公共交通優先のまちづくり

- 公共交通の利用は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響で一時的に減少したが、直近では増加傾向にある。

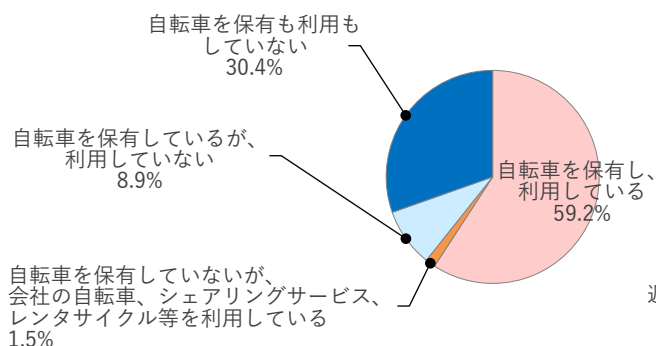
■ 公共交通の旅客数の推移



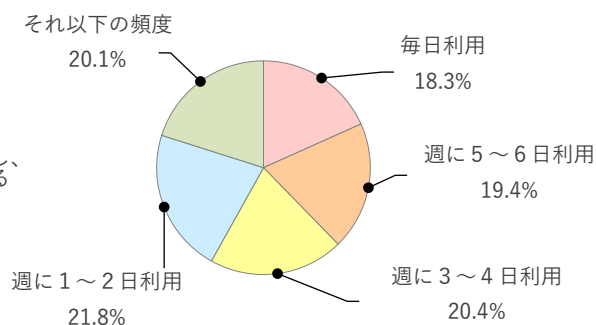
資料) 京都市「交通事業白書 (令和5年)」

- 生活に身近な施設が比較的コンパクトにまとまっており、坂が少なくなだらかな地形である京都のまちでは、利便性・機動性に優れた暮らしに欠かすことのできない移動手段として多くの方が日常的に自転車を利用している。

■ 自転車の利用割合



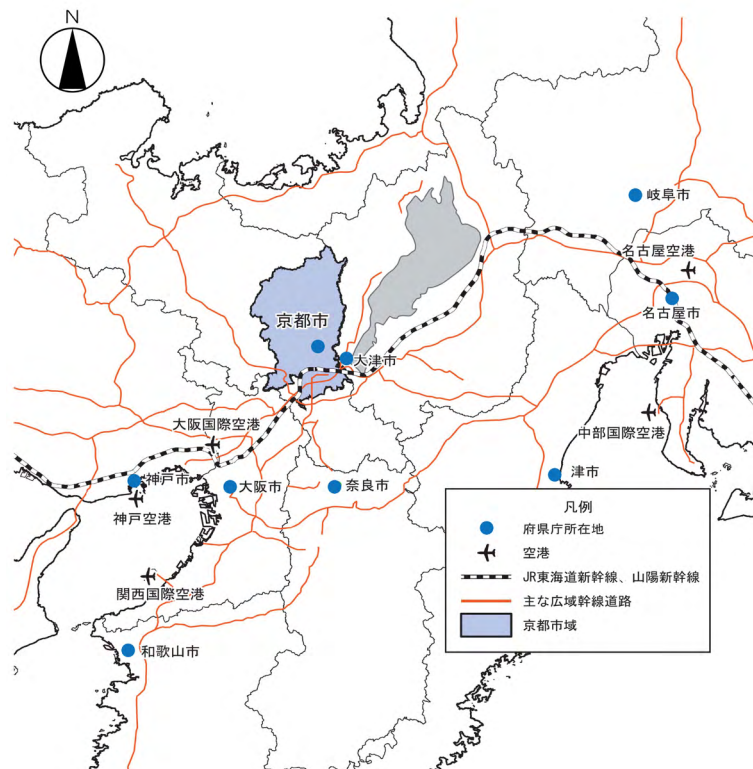
■ 自転車の利用頻度



資料) 市民アンケート (令和8年2月)

○ 京都市は、海路や空路がなく、他都市とは陸路でネットワークされている。

■ 京都市周辺における新幹線や主な広域幹線道路の状況

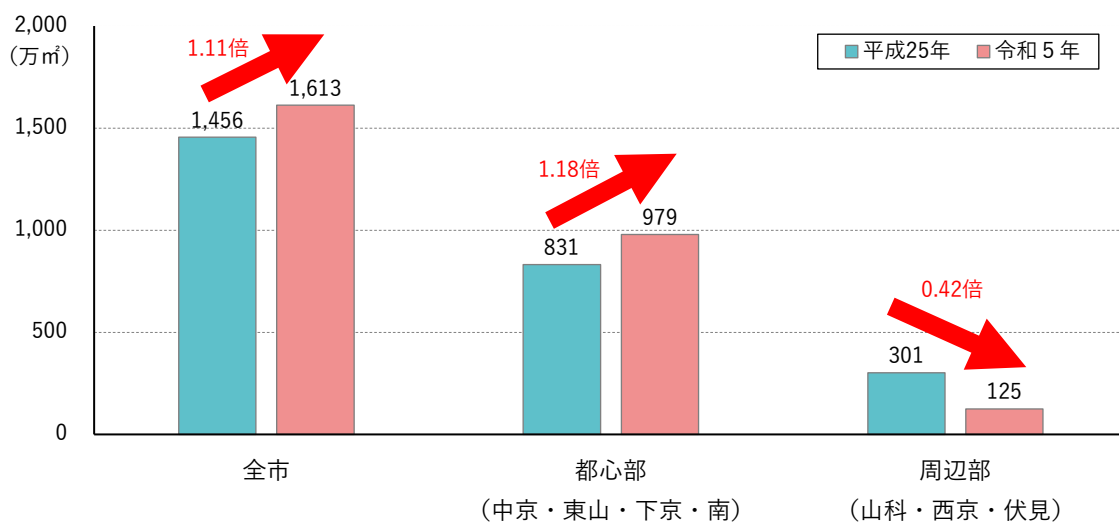


(3) 経済を取り巻く現状と動向

① 商業・業務

○ 商業・業務機能の床面積は全市で増加傾向だが、周辺部においては減少傾向である。

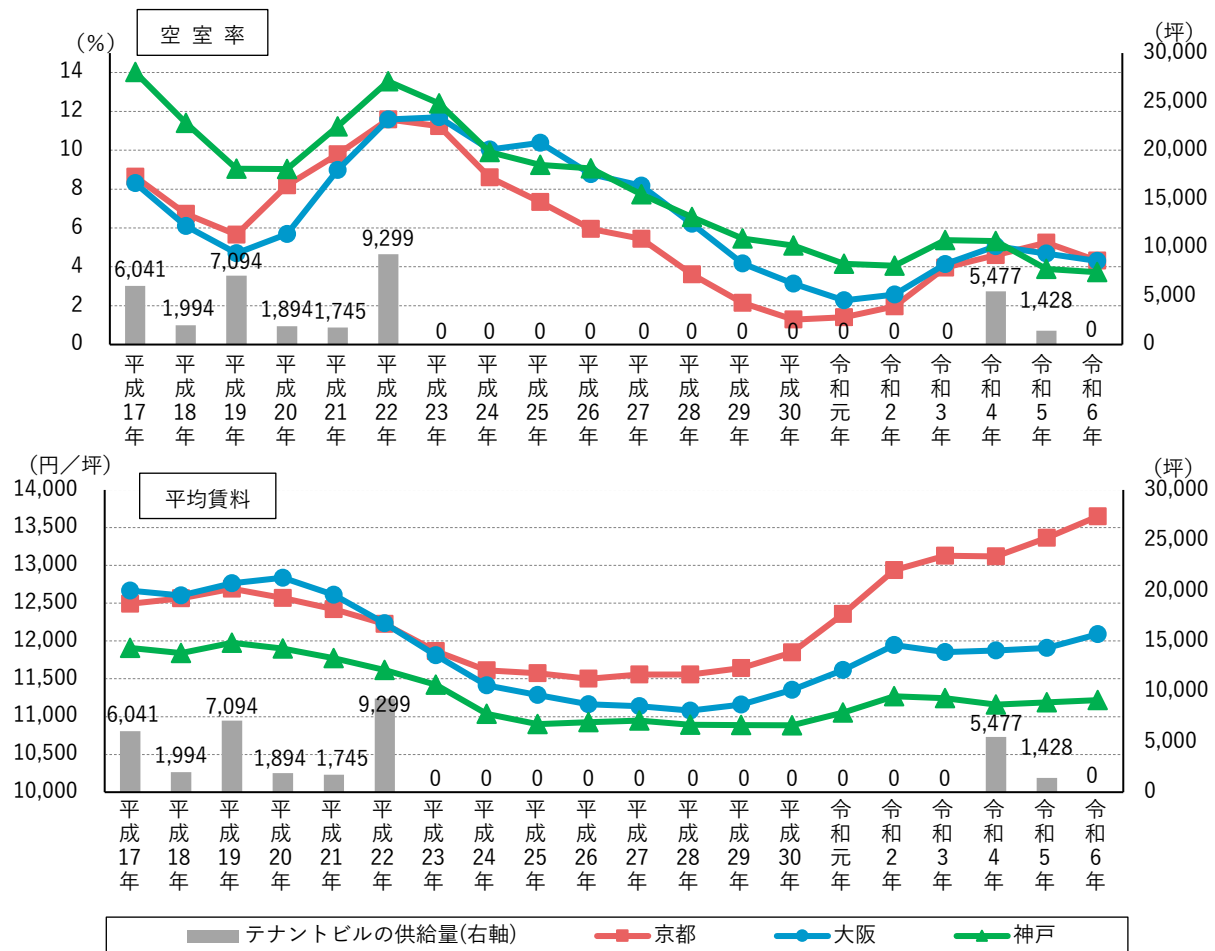
■ 商業・業務機能の床面積増加率



※ 各項目は、表中に記載の単位以下で四捨五入をしている。
資料) 京都市「土地利用現況調査資料(平成25年、令和5年)」

○ テナントビル空室率は、近年、大阪・神戸に比べて低い場合が多く、また、平均賃料は高くなっており、市内での産業活動や市民の働く場であるオフィス空間が確保しにくい状況となっている。

■ テナントビルの空室率と平均賃料の推移



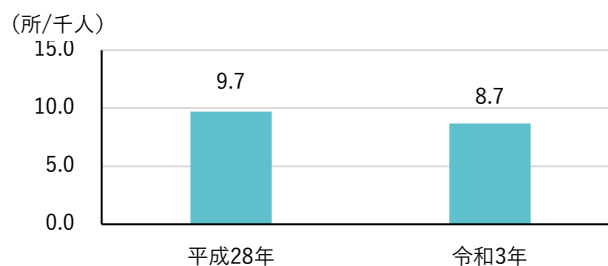
※ 棒グラフ(右軸)は、京都市内における延床面積1,000坪以上のテナントビルの供給量の推移(自社ビル、自社貸し、一棟貸しなどは含まない。)

※ 各年1~12月の平均値を算出

資料) 三鬼商事「オフィスマーケット情報(各年)」

○ スーパーや専門店などをはじめとする小売業事業所数は、後継者の不足や宅配・インターネット通販の拡大など商業形態の変化もあり減少している。

■ 小売業事業所数(市民千人当たり)の推移

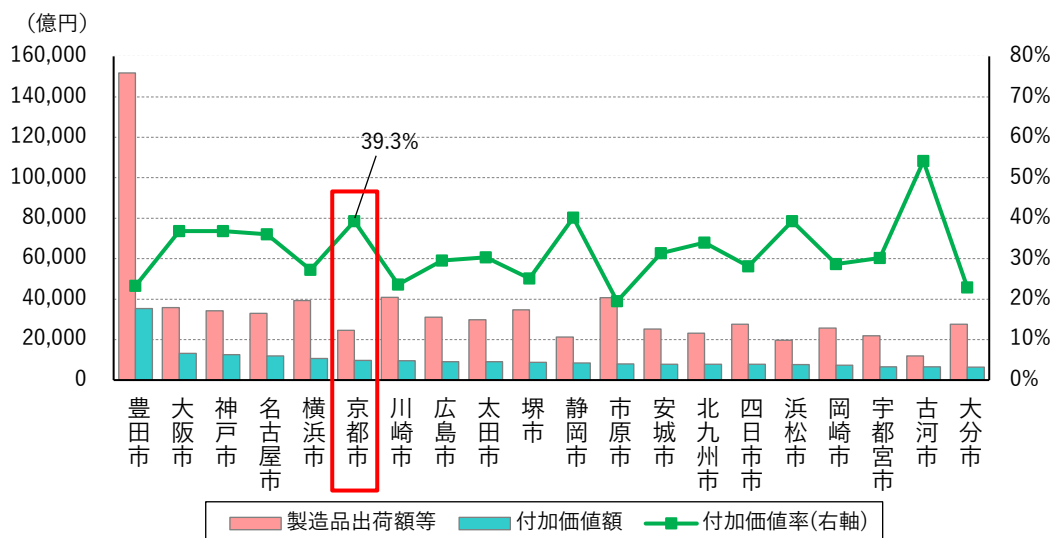


※ 経済産業省「商業統計調査」、総務省「経済センサス基礎調査」、総務省「住民基本台帳」を基に本市作成(令和3年)

② ものづくり産業

- 京都市は、全国有数のものづくり都市として、伝統産業から先端技術産業まで、また、中小企業から世界的な大企業まで、多様な産業・業務機能などが集積している。

■ 付加価値額上位 20 市の製造品出荷額等・付加価値額（粗付加価値額）・付加価値率



※ 付加価値額（粗付加価値額）：事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のこと。工業統計調査における付加価値額の算式は、以下のとおり

<<従業者 30 人以上の事業所>> 付加価値額＝生産額－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

<<従業者 29 人以下の事業所>> 粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

資料）経済産業省「工業統計調査（令和 2（2020）年）」を基に本市作成

■ 京都市の伝統産業一覧（令和 8 年 8 月現在 74 品目）

西陣織	京石工芸品	工芸菓子	京足袋	花かんざし
京鹿の子絞	京人形	京竹工芸	京つげぐし	帆布製カバン
京友禅	京表具	造園	京葛籠	伏見人形
京小紋	京陶人形	清酒	京丸うちわ	邦楽器絃
京くみひも	京都の金属工芸品	薫香	京弓	矢
京繻	京象嵌	伝統建築	京和傘	結納飾・水引工芸
京黒紋付染	京刃物	額看板	截金	和蠟燭
京房ひも・撚ひも	京の神祇装束調度品	菓子木型	嵯峨面	珠数
京仏壇	京銘竹	かつら	尺八	京菓子
京仏具	京の色紙短冊和本帖	京金網	三味線	京漬物
京漆器	北山丸太	唐紙	調べ緒	京料理
京指物	京版画	かるた	茶筒	京こま
京焼・清水焼	京袋物	きせる	提燈	京たたみ
京扇子	京すだれ	京瓦	念珠玉	京七宝
京うちわ	京印章<印刻>	京真田紐	能面	

- 京都市を含む京阪神地域の自治体で構成する「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」が、国が計画する「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」の「グローバル拠点都市」に選定されており、新しいビジネスモデルで急成長を目指す「スタートアップ」を生み出し、育成、支援する取組を産学公が連携して進めている。

- 今後更なる市場の成長が見込まれるマンガ、アニメ、ゲーム、映画、映像などに関する「コンテンツ産業」や、オープンなワークスペースを共有し、各自が自分の仕事をしながらも、自由にコミュニケーションを図ることで情報や知見を共有する「コワーキングスペース」などの新たな形の働く場も広がっている。

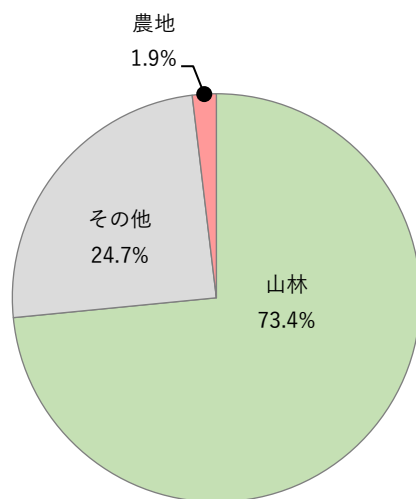
③ 農林業

- 市域面積の約8割が農地と森林であり、農林業は市民に食料や木材を供給するとともに、食文化、文化財、伝統芸能や伝統産業など、京都の人々の暮らしや文化を支える産業として発展してきた。

■ 北山杉



■ 市域面積に占める農地面積、森林面積（国有林含む）の割合



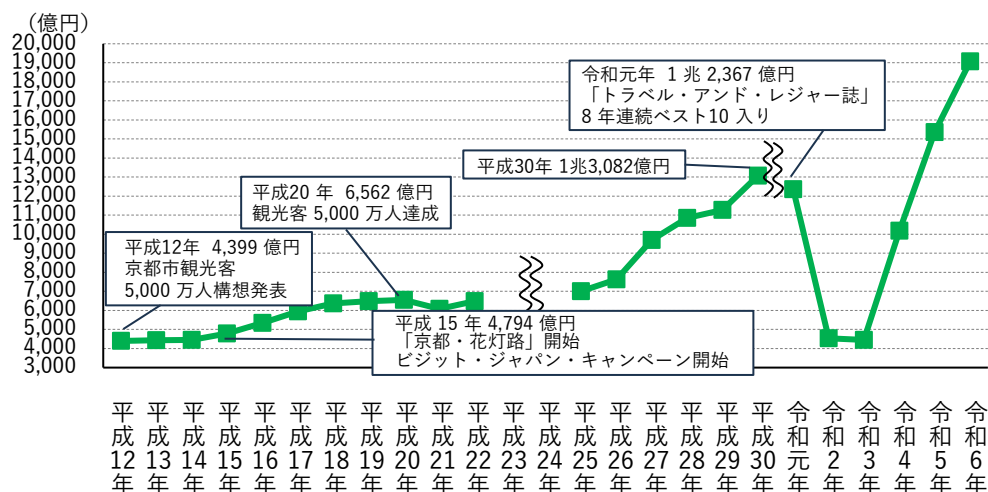
京都市統計書（令和6年版）の
「市域面積の変遷」（令和6年4月）
「経営耕地面積」（令和2年2月1日）
「国有民有別山林面積」（令和4年度末）より作成

資料）「京都市統計書（令和6年版）」を基に本市作成

④ 観光

- 京都市の観光消費額は令和 2（2020）年以降の新型コロナウイルスの影響から回復し、令和 5(2023)年で観光消費額は 1.5 兆円を超えている。

■ 観光消費額の推移



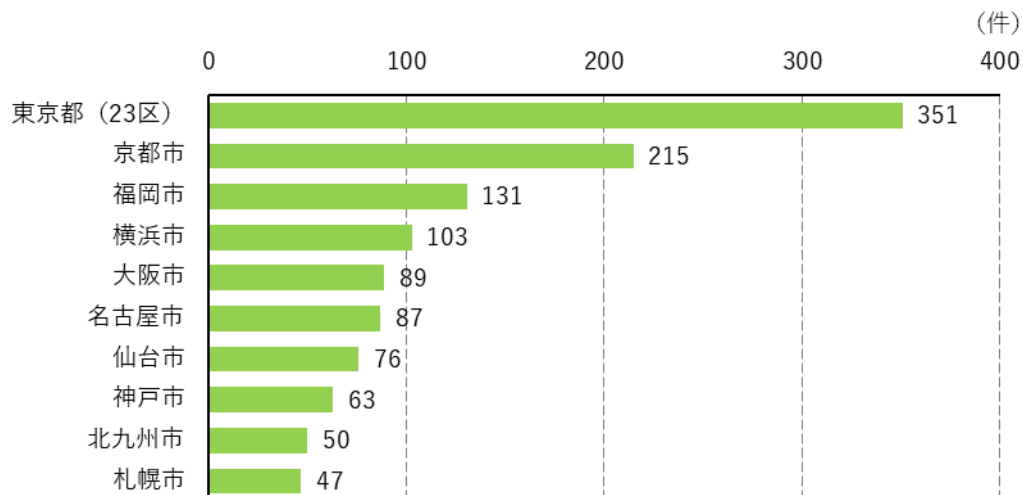
※ 平成 23 年及び平成 24 年は調査手法の変更により観光客数を推計していないことから、観光消費額の総額を推計できない。

※ 調査手法の変更により、令和元年の数値は平成 30 年までの数値と時系列による単純比較はできない。

資料) 京都市「京都観光総合調査 (令和 6 年)」

- 京都市では、国際的に重要なコンベンションなどが多く開催されている。

■ 都市別国際会議の開催件数

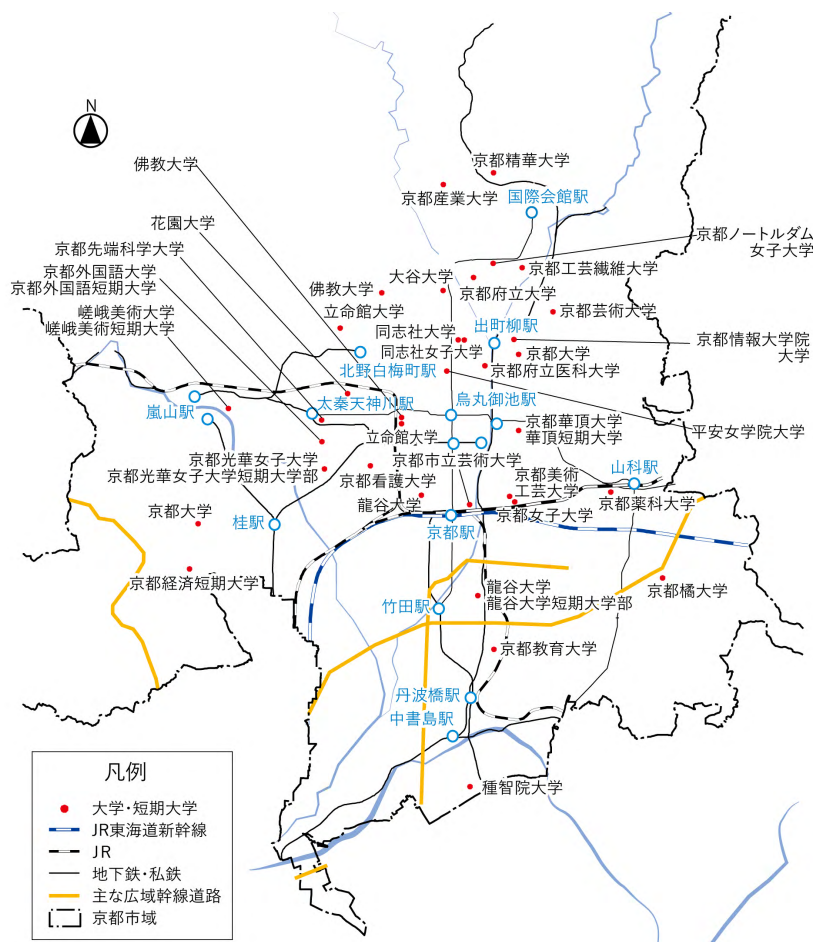


資料) 日本政府観光局「令和 6（2024）年国際会議統計」

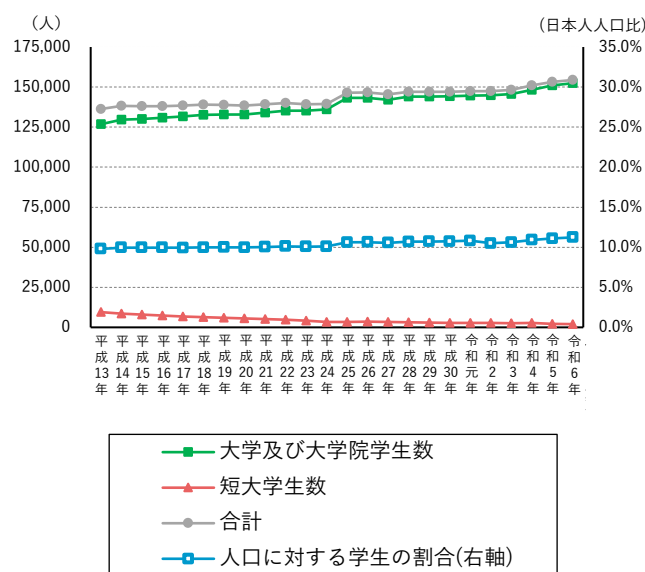
⑤ 大学

- 京都市は、国公私立を合わせて35もの大学・短期大学（令和8（2026）年4月現在で、本部が市内所在地のもの）が立地しており、約15.4万人（令和6（2024）年時点）の学生を擁する。

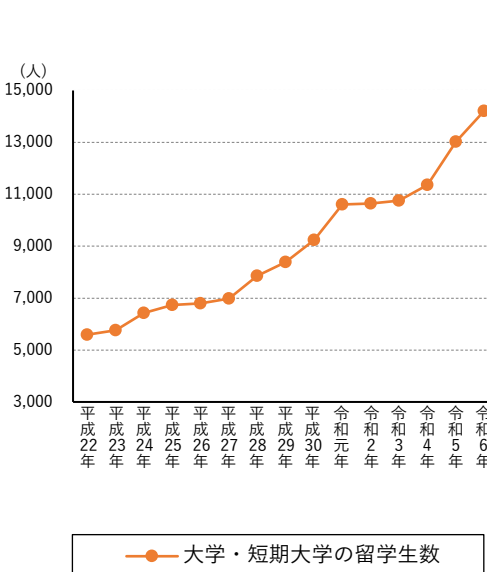
■ 京都市内の大学位置図（令和8年4月現在）



■ 学生数の推移



■ 留学生数の推移

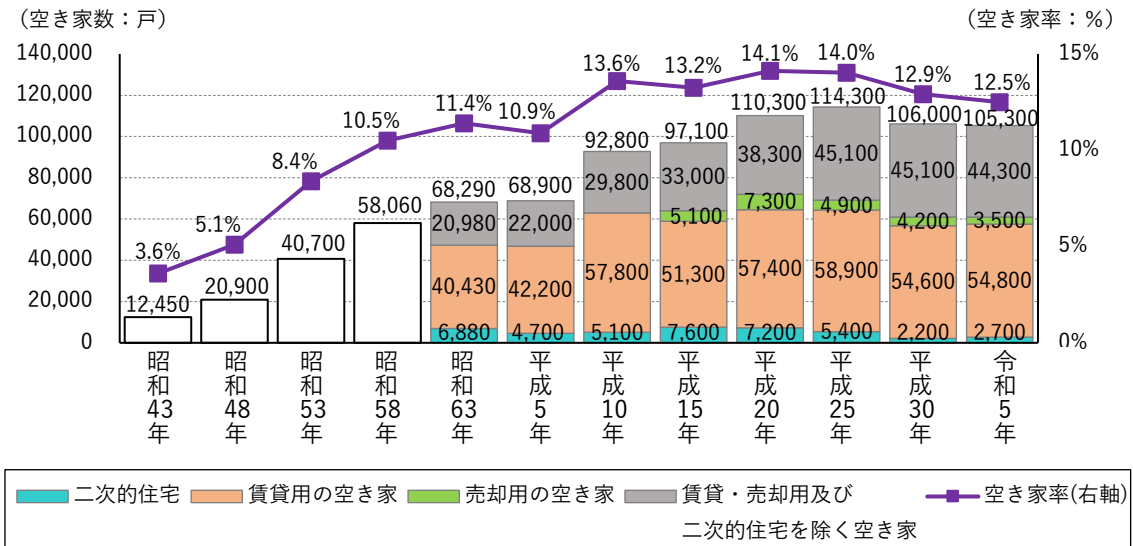


(4) 生活を取り巻く現状と動向

① 都市環境

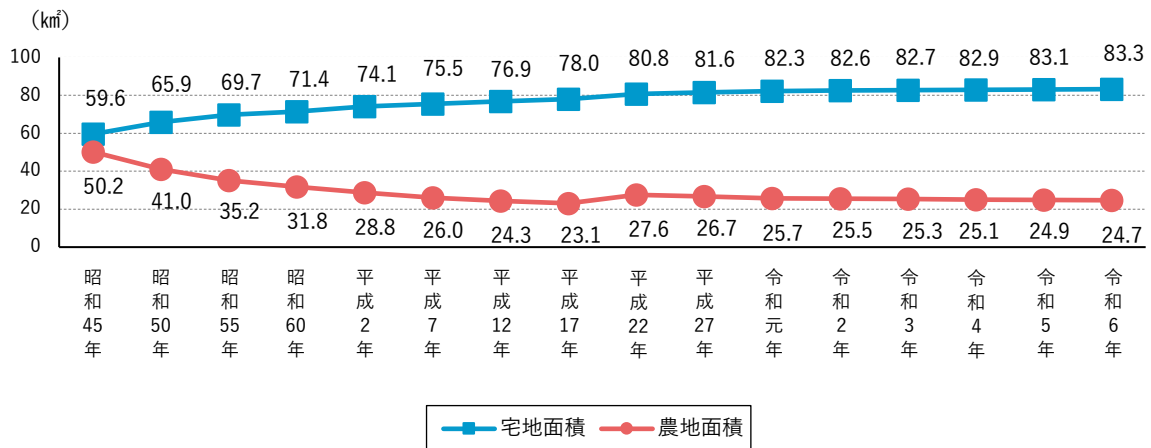
○ 京都市には 10 万戸以上の空き家が存在しており、空き家率は約 13% となっている。

■ 京都市の種類別の空き家の推移



○ 農地の宅地化が進んでいる。

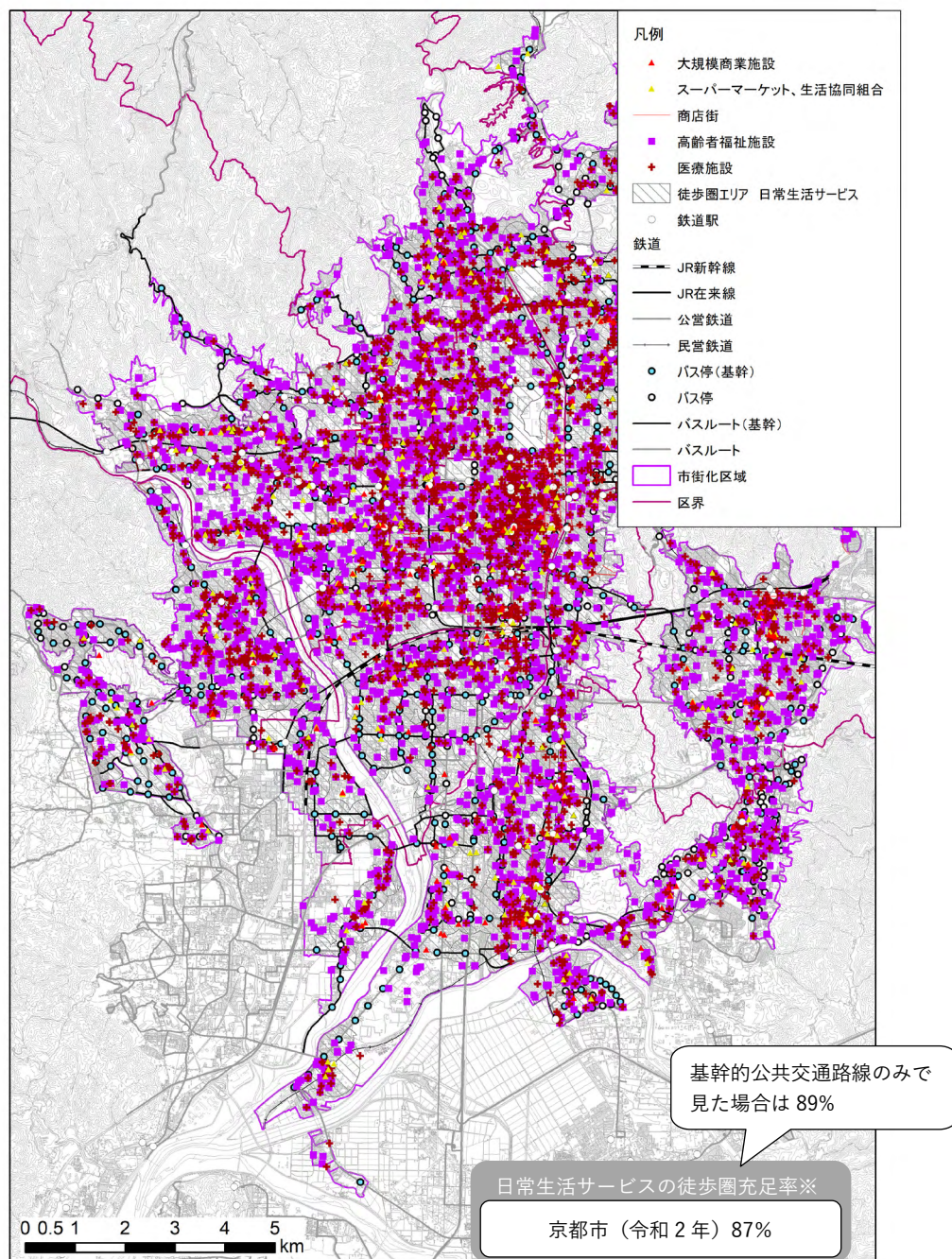
■ 地目別宅地面積及び農地面積の推移



② 生活環境

○ 日常生活に必要な医療、福祉、商業施設と基幹的公共交通路線（1 日 30 本以上の鉄道・バス路線）の全てを徒歩圏で利用できる人口の割合は 87% となっている。

■ 日常生活サービス施設の立地状況、基幹的公共交通路線（1 日 30 本以上の鉄道・バス路線）の状況



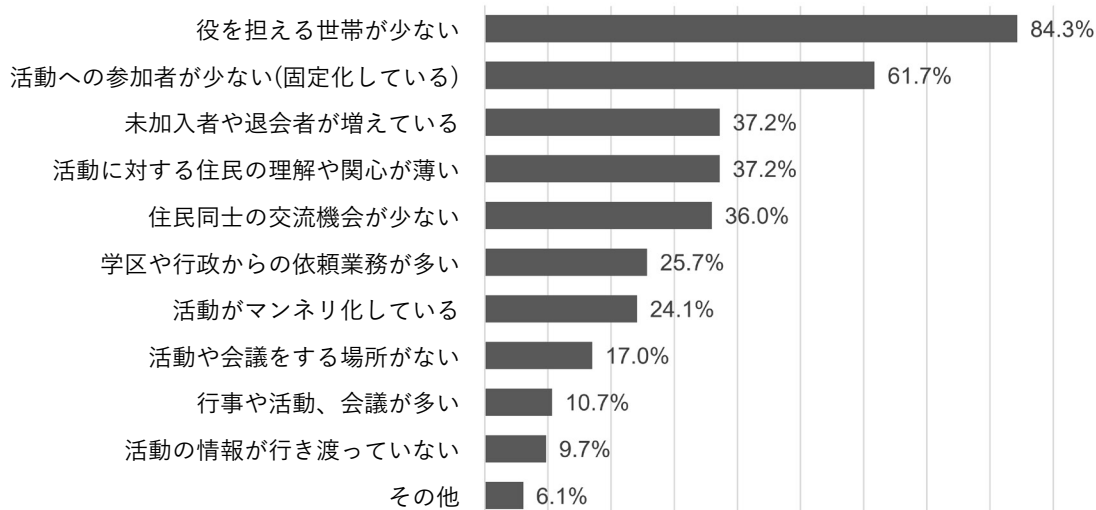
※ 医療、福祉、商業と基幹的公共交通路線の全てを徒歩圏（施設及び鉄道駅：半径 800m 圏、バス停：半径 300m 圏）で享受できる人口の比率

資料）大規模商業施設は京都市「大規模店舗の届出状況（令和 7 年度まで）」を、スーパーマーケットは NAVITIME を、生活協同組合は NTT タウンページ（株）「i タウンページ」を、商店街は「きょうは買い物日和（全行政区）」を、高齢者福祉施設は国土交通省「国土数値情報（福祉施設データ）」を、医療施設は国土交通省「国土数値情報（福祉施設データ）」を基に本市作成

③ 地域コミュニティ

- 住民自治の伝統や支え合いの精神が息づき、自治会・町内会、学区自治連合会、市政協力委員、連絡協議会など各種団体が中心となり、交流行事や安心・安全の取組など、様々な地域活動に取り組んでいる。一方で、単身世帯の増加やライフスタイルの変化、現在の地域活動の主たる担い手である団塊世代の更なる高齢化など、様々な要因により、つながりの希薄化や活動に参加できる人の少なさなどによる担い手不足が顕在化している。

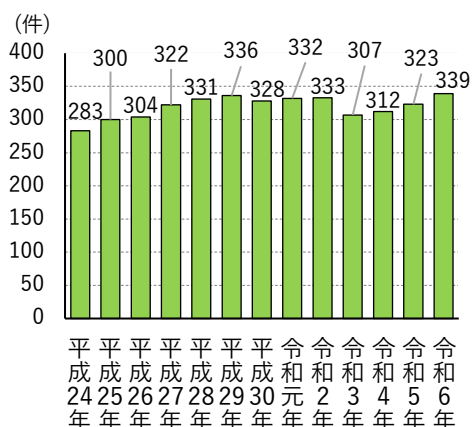
■ 町内会の運営課題や困りごと



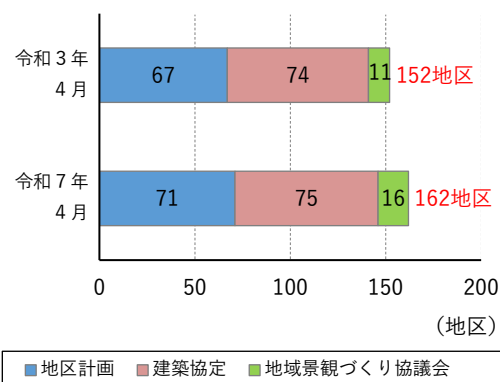
資料) 京都市「令和6年度自治会・町内会アンケート」

- まちづくりに取り組む NPO をはじめとする各種団体の増加など、地域によるまちづくりが広がっている。

■ 活動の種類に「まちづくり」を含む 京都市の NPO の認証年別件数



■ 地区計画、建築協定及び 地域景観づくり協議会の締結数



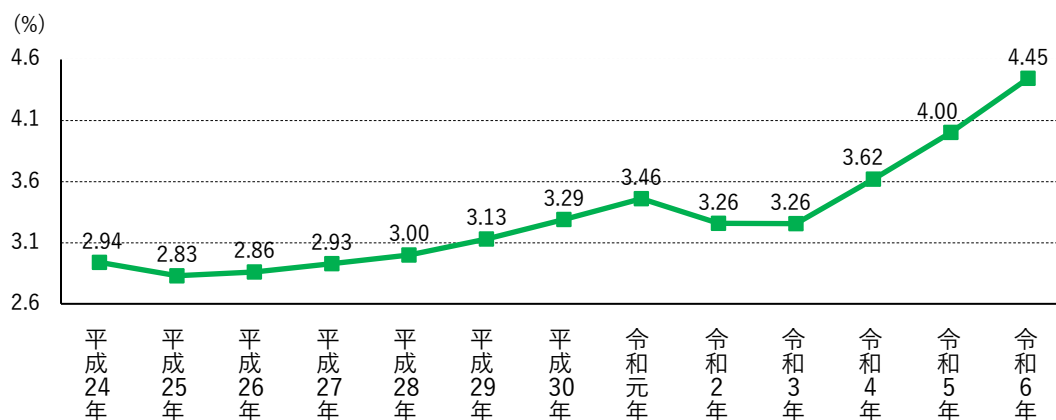
資料) 内閣府 NPO 法人ホームページの公開情報を基に本市作成

資料) 京都市「地区計画の決定状況一覧表」、
「京都市内の建築協定」、「地域景観づくり協議会制度について」

④ 国際

- 京都市の外国籍市民の数は増加傾向にあり、その国籍や文化的背景も多様化している。

■ 京都市の住民基本台帳人口に占める外国籍市民の割合の推移

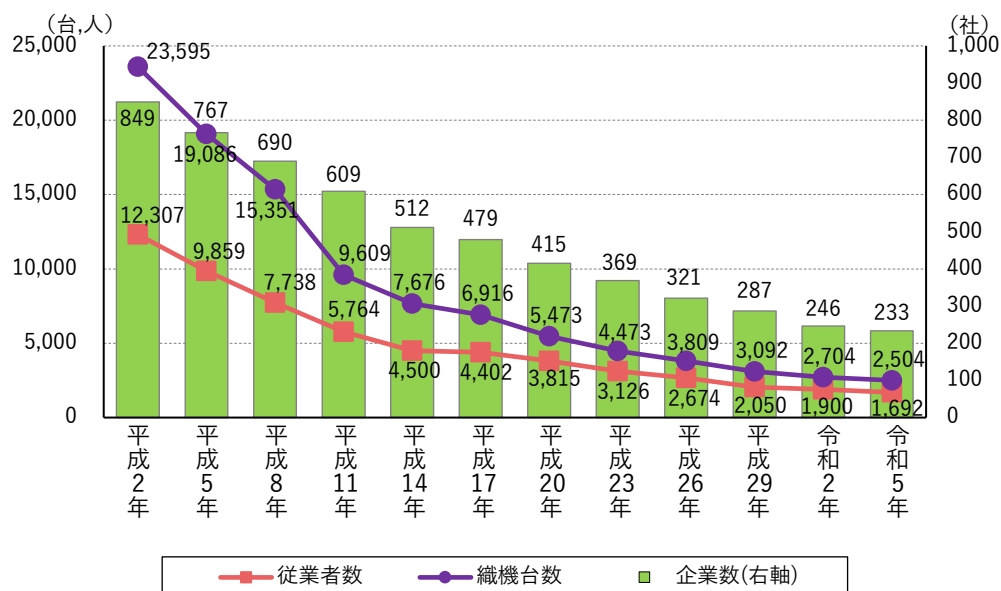


資料) 京都市「京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数」

⑤ 住と工の共存・混在

- 西陣地域などの住と工が共存している地域において、伝統産業の担い手の減少などにより古くからの町並みが変容したり、活力が失われたりすることが危惧される。

■ 西陣織の従業者数・織機台数・企業数の推移

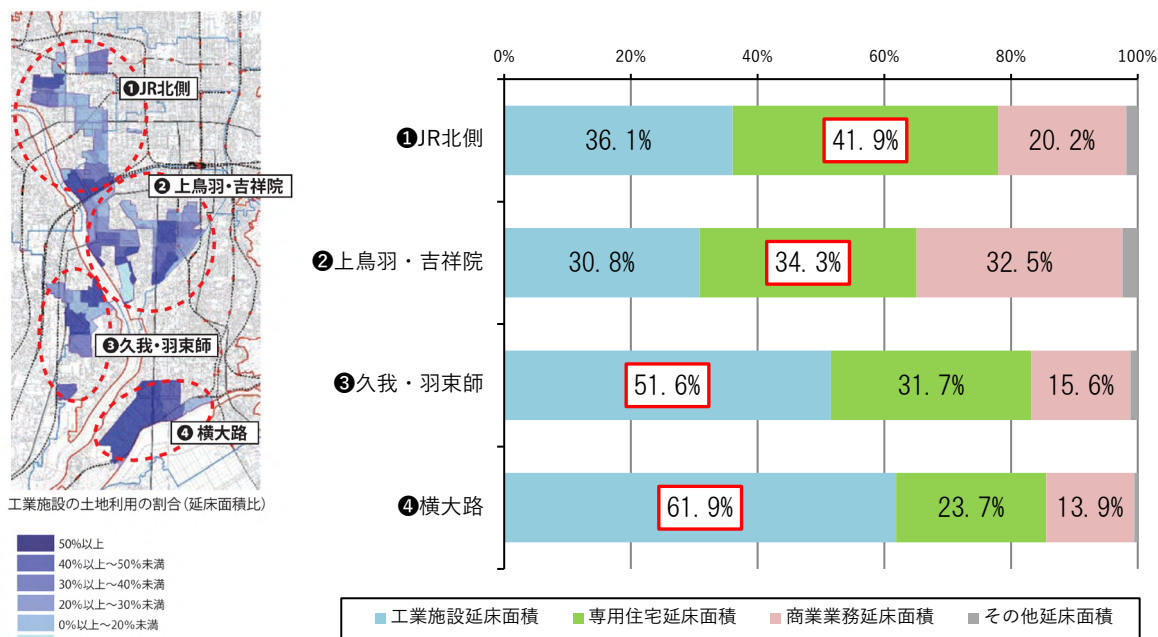


※ 従業者数は市内出機を含む。

資料) 西陣機業調査の概要 (第 24 次西陣機業調査報告書)

○ 工業地域において、工業用地から宅地への土地利用転換など、住と工が混在している地域がある。

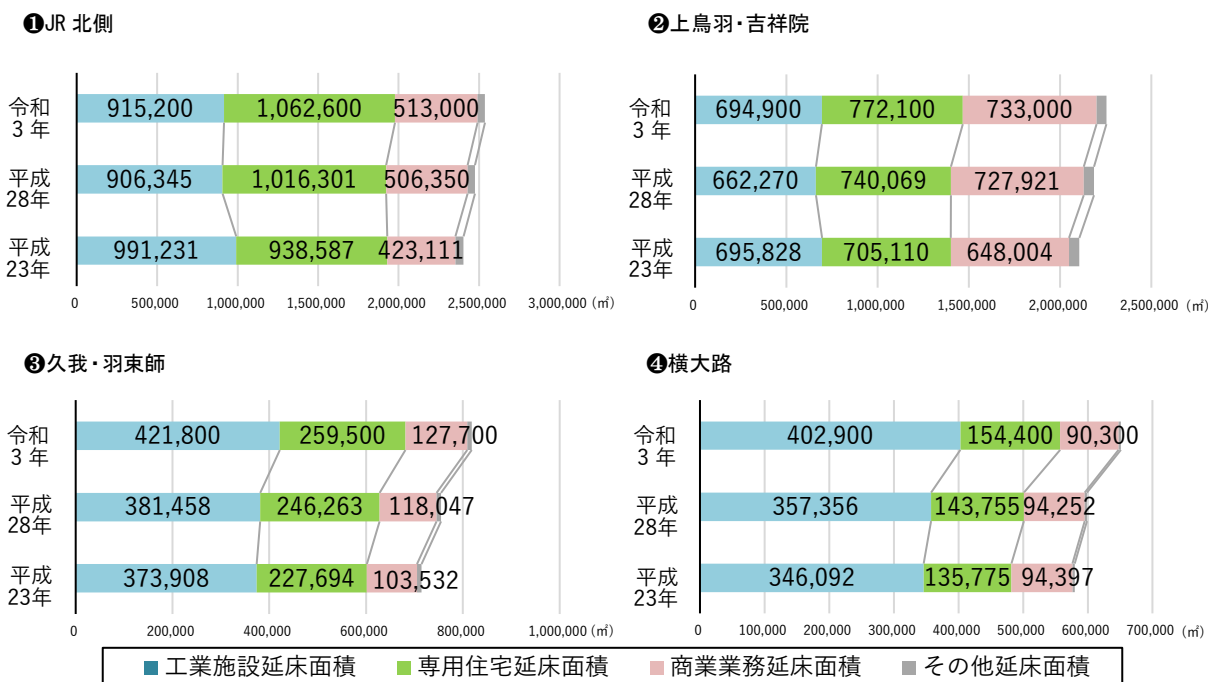
■ 工業・工業専用地域における用途混在の状況



※ 本検討の対象エリアは、土地利用現況調査地区のうち、主に工業地域及び工業専用地域が含まれる地区としている。

資料) 京都市「土地利用現況調査資料(令和3年)」を基に本市作成

■ 工業・工業専用地域における用途混在の推移



資料) 京都市「土地利用現況調査資料(平成23年、平成28年、令和3年)」を基に本市作成

(5) 文化を取り巻く現状と動向

① 景観

- 高度経済成長期以降、急速な都市化の進展に伴い、町並みと不調和な建築物の増加、無秩序な屋外広告物などにより、京都らしい景観が変容し、この状態を放置すれば、都市の魅力や活力の低下を招きかねないとの考えの下、平成 19（2007）年から、新景観政策を実施した。新景観政策は当初から時代と共に「進化する政策」として、これまで、地域景観づくり協議会制度の創設や屋外広告物の適正化、京町家の保全・継承、歴史的景観の保全などに取り組んでいる。

■ 新景観政策の概要



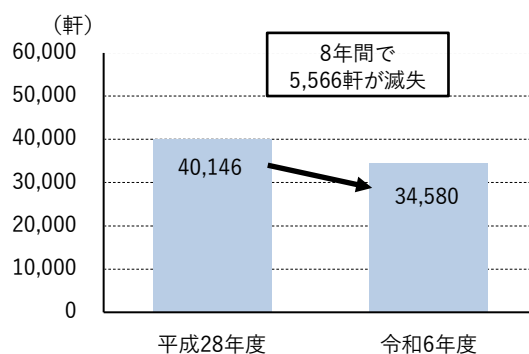
② 京町家

- 京都のまちの歴史、文化の象徴ともいえる京町家は令和 6（2024）年度に実施した調査によると、年間 2％程度の割合で減少し、加えて、観光客の増加とそれに伴う宿泊需要の拡大、人口減少・少子高齢化の急激な進展など、京町家を取り巻く環境も大きく変化している。

■ 京町家



■ 京都市における京町家の数

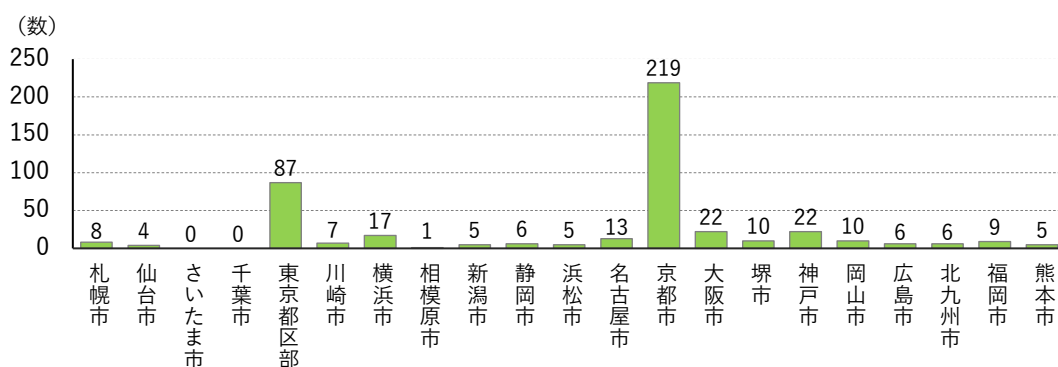


資料）京都市「令和 6 年度 京町家状況調査」

③ 文化財

- 歴史都市である京都には多くの有形無形の文化財が存在し、所有者をはじめ関わる市民の尽力により守り伝えられてきた。また、文化財に指定、登録されていないものの中にも、歴史的町並みや食文化、きもの文化、年中行事などの豊かな歴史の文化が息づき、市民生活の潤いや地域の活性化に大きな役割を果たしている。

■ 政令指定都市と東京都における重要文化財（国宝を含む）の数（建造物のみ）

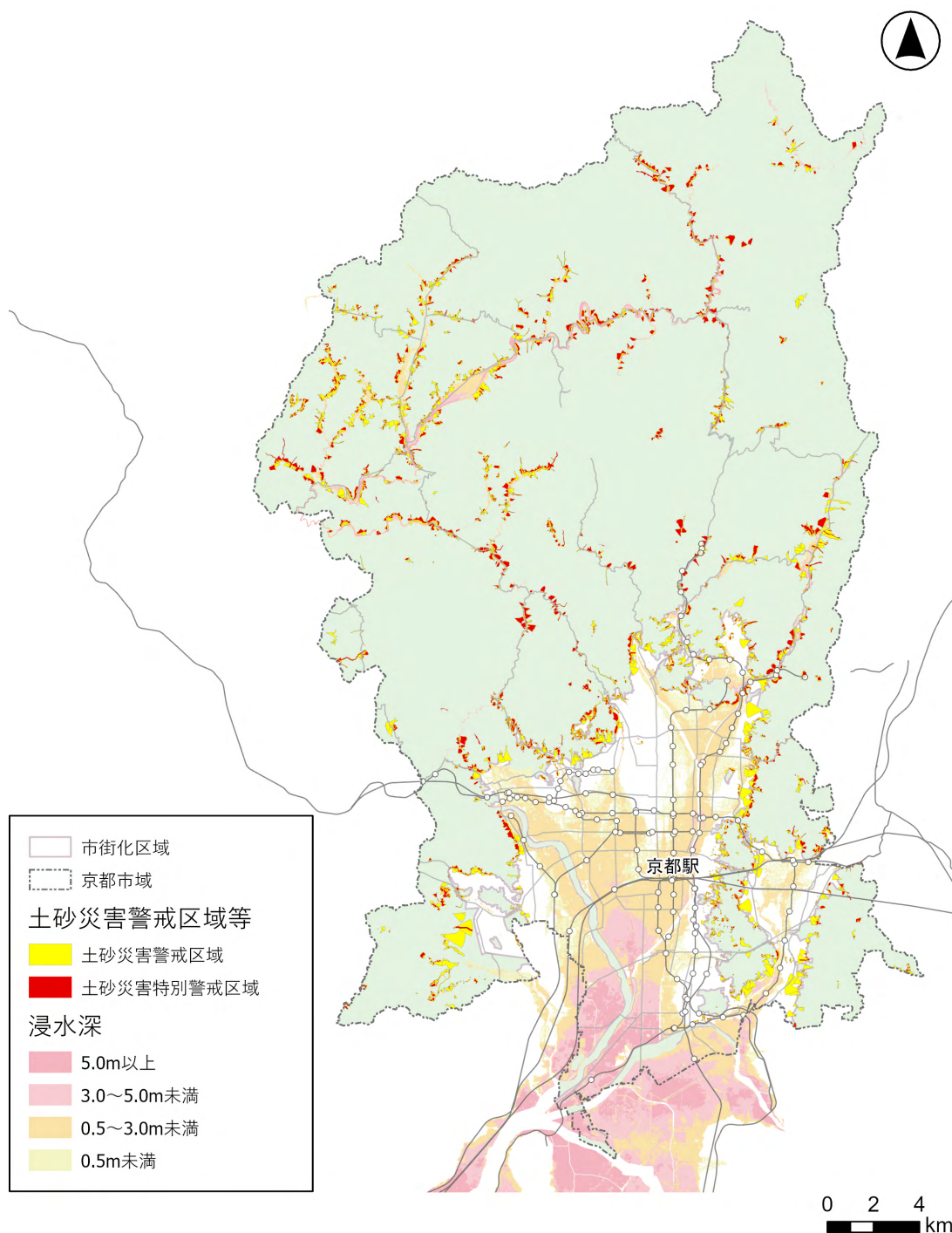


資料）大都市統計協議会「大都市比較統計年表（令和 4 年版）」

(6) 安心・安全を取り巻く現状と動向

- 水害や地震などの災害が発生すると、浸水や土砂災害、建築物の倒壊、火災など、大きな被害が発生するおそれがある。特に近年、地球温暖化の進行により局所的な集中豪雨が増加しており、大雨による水害や土砂災害などが懸念される。また、花折断層をはじめとした複数の活断層が存在するほか、南海トラフ地震による被害も想定されている。

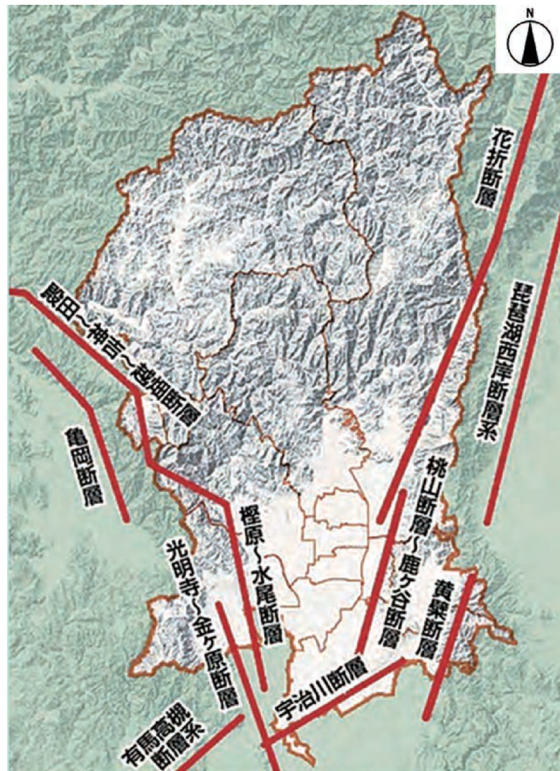
■ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域（令和6年3月現在）



資料) 国土交通省「国土数値情報」を基に本市作成

※浸水想定区域は、国及び府管理河川の想定最大規模（L2）での想定

■ 京都市の主な活断層図

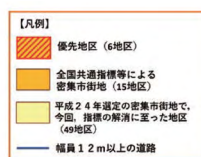
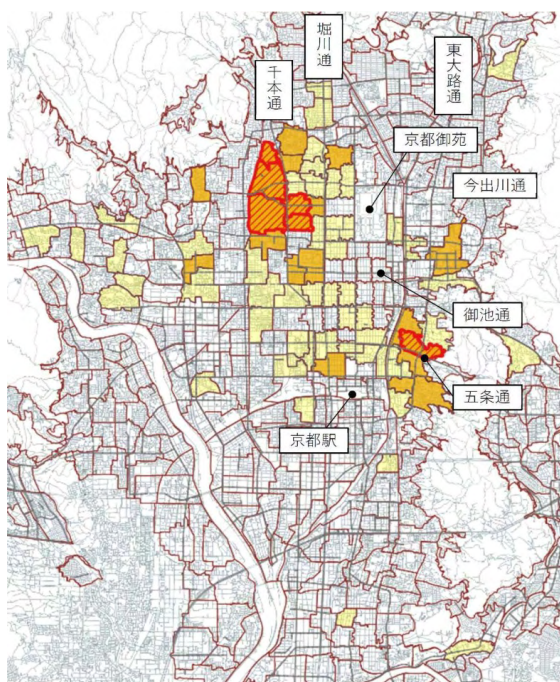


資料) 京都市防災ポータルサイト

- 京都市は、戦災の影響が少ない都市であるため、都心部及びその周縁を中心に古くからの町割が残し、建築年代の古い木造建築物や細街路（幅員 4 m 未満の道）が集中する木造密集市街地が広く分布し、歴史都市・京都の魅力となっている。また、郊外部では、道が十分に整備されないまま無秩序・無計画な開発が行われた地域もあることから、細街路が市内各地に遍在している。これらの木造密集市街地や細街路は、大規模地震などの災害時には、老朽化した木造建築物の倒壊により、道が閉塞し、避難や救助に支障をきたすとともに、延焼が拡大するおそれがあるなど、都市防災上大きな課題を抱えている。

■ 市内の木造密集市街地及び細街路の分布状況

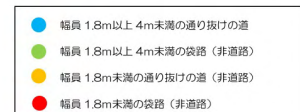
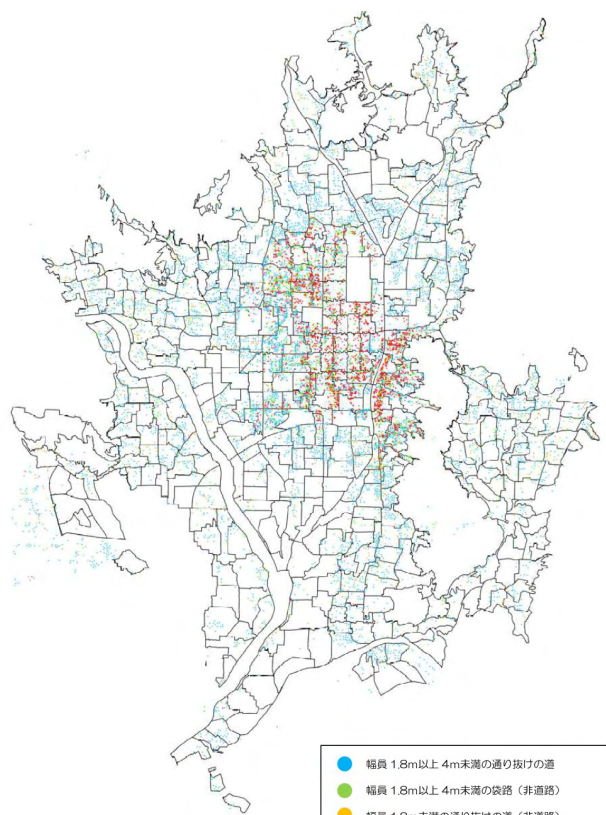
【密集市街地（令和 3 年選定）】



■ 令和3年の密集市街地選定地区
計21地区

優先地区 6地区
【北 区】柏野
【上京区】瑞穂、仁和、正親、出水(北)
【東山区】六原
全国共通指標等による密集市街地 15地区
【北 区】紫野(西)
【上京区】室町(西)、乾隆、聚楽
【左京区】岡崎(西)
【中京区】朱一(北)、朱二、教業
【東山区】新道、修道(西)、今熊野、一橋(北)
【下京区】楠柳
【右京区】安井(南)、御室(北東)

【細街路（平成 23 年調査時点）】



資料）京都市「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」

3 モニタリング指標

立地適正化計画に基づく「モニタリング指標」（例示）は次のとおりです。

【モニタリング指標】主な指標の例示

方針	指標		最新値	
各基本方針 共通	①	総人口	全域 1,463,723 人（国調） 全域 1,434,536 人（推計人口）	R2 R7.6
	②	人口構成	年少人口 11% 生産年齢人口 61% 老年人口 28%	R2
	③	人口密度	98 人／ha（国調） 96 人／ha（推計人口）	R2 R7.6
	④	若者（20 代）の東京都・大阪府への転出入	△2,729 人	R6
	⑤	子育て層（30 代）の 京都府南部・滋賀県・大阪府への転出入	△1,629 人	R6
	⑥	交流人口（観光客）	観光客数 5,028 万人	R5
基本方針 1	①	商業・業務施設の延床面積	商業施設 8,627 千㎡ 業務施設 6,278 千㎡	R6
	②	オフィスの空室率	4.32%	R6
	③	医療施設の延床面積	991 千㎡	R6
基本方針 2	①	市民千人当たりの小売事業所数	8.7 所／千人	R3
	②	日常生活サービス施設の徒歩圏充足率	87%	R2
	③	住宅数	731,200 戸	R5
	④	空き家数	105,300 戸	R5
	⑤	代表交通手段分担率（非自動車分担率）	76.7%	R3
	⑥	自転車走行環境の整備延長	180 km	R3
基本方針 3	①	工場の面積	7,433 千㎡	R6
	②	工業地域の用途別土地利用	工業施設 2,435 千㎡ 専用住宅 2,249 千㎡ 商業施設 1,464 千㎡	R3
	③	市内で働く市民の数	462,899 人	R2
基本方針 4	①	伝統産業従事者数	12,256 人	R6
	②	大学生数	154,422 人	R6
	③	留学生数	14,213 人	R6
	④	京町家数	34,580 軒	R6
基本方針 5	①	農林地面積	耕地面積 2,976 ha 森林面積 60,973 ha	R4
	②	市街化区域外の人口	定住 23,696 人	R2

※ 令和 7 年度から、立地適正化計画の適切な運用に向け、国により評価指標の設定や評価の枠組みが体系化され、評価レポートが作成されることとなりました。そのため、次回以降のモニタリングにおいては、データ分析の負担軽減なども考慮し、当該評価レポートの指標の活用を行う予定です。

4 用語集

語 句	意 味
英数字	
BRT	「Bus Rapid Transit」の略で、輸送力の大きなバス車両の投入、バス専用レーンや公共車両優先システムなどを組み合わせた環境にもやさしい高機能バスシステム。なお、「京都市環境モデル都市行動計画」におけるIBT（Intelligent Bus Transit、専用レーンで高速かつ定時性が確保され、洗練されたスタイルにより集客性の高い交通機関）も含まれる。
CASBEE	「Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency（建築環境総合性能評価システム）」の略で、建築物の環境性能で評価し格付けする手法。なお、京都市の特性を反映した建築物環境配慮評価システムを、CASBEE 京都としている。
CO2 排出係数	電気、燃料、原材料などのエネルギーの使用における、単位当たりの活動量（電力の場合は1kWhの使用）に対して、どれだけの二酸化炭素を排出するかを数値化したもの。単位は一般的に「kg-CO2/kWh」で表される。
IoT	「Internet of Things」の略で、あらゆるモノがインターネットにつながり、相互に通信し合う技術や仕組み。
LRT	「Light Rail Transit」の略で、次世代型路面電車とも呼ばれ、従来の路面電車に比べ振動が少なく、低床式で乗降が容易であるなど、車両や走行環境を向上させ、人や環境にやさしく経済性にも優れているとされる公共交通システム。
MaaS	「Mobility as a Service」の略で、出発地から目的地までの移動ニーズに対して、最適な移動手段をシームレスに提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者の一元的なサービスとして捉える概念。
MICE	企業などの会議(Meeting)、企業などの行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議(Convention)、イベント、展示会・見本市(Event/Exhibition)の頭文字を合わせた言葉。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。
NPO	「Non Profit Organization」の略で、非営利の民間組織のこと。
Park-UP 事業	地域に身近な住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を対象として、地域が主体的に公園の管理運営を進め、また、地域からの要望に応じ、民間企業などの多様なサポート団体の支援を受けることができる事業。
2 拠点居住	現在の住まいを維持しながら、別の地域にもう一つの生活拠点を設け、定期的に行き来する新しいライフスタイル。
あ行	
アイデンティティ	都市を特徴付ける個性や独自性のこと。
雨庭	雨水を一時的に貯留し、時間をかけて浸透されるための植栽空間。
歩くまち・京都	自動車利用の制限を含めた様々な抑制策などを通じて、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに転換する。また、京都議定書誕生の地であり、環境モデル都市でもある京都が日本を代表する「国際文化観光都市」であると同時に、まちの賑わいを生み出す都市であり続けることを目指す考え方。

語 句	意 味
インクルーシブ	全ての人が、障害・特性等の有無や、性別、国籍等の違いによって排除されず、互いを尊重しながら生きることを表す言葉で、日本語では“包摂的な”という意味。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを言い、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。 また、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態であることも含む包括的な概念。
ウォーカブル	「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、「居心地が良く歩きたくなる」といった語感を持つ。
雨水浸透施設	雨水を路面や側溝等から地中に浸透させる施設（浸透ます、透水性舗装等）。
液状化	地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。
エネルギーマネジメントシステム	エネルギー使用者サイドに立って、エネルギー使用における効率性、エネルギーパフォーマンスの向上を目指すこと。
オープンイノベーション	企業や大学・研究機関、起業家など、社外から新たな技術やアイデアを募集・集約し、革新的な新製品（商品）・サービス又はビジネスモデルを開発すること。
オープンスペース	公園・広場、河川、山林など、建物によって覆われていない土地の総称。また、市街地では建物の敷地内に確保された開放性の高い、まとまった広さの空地や空間。
か行	
学藝の府	京都基本構想において用いられている言葉で、京都市が学術と文化・藝術の双方において、世界有数の都市であることを表している。
桂イノベーションパーク	京都市が京都大学との連携のもと、産学公連携による新産業の振興拠点として、平成14年に京都大学桂キャンパス隣接地に整備したもの。京都大学大学院工学研究科イノベーションプラザや、京大桂ベンチャープラザに「京都の知」を集結し、大学での研究成果を産業に活用することをはじめ、新しい事業の創出や販路の拡大等につなげている。
鴨川デルタ	賀茂川と高野川が合流して鴨川となる三角地帯の通称。
幹線道路	地方生活圏や大都市圏内の骨格となるとともに、高速自動車国道を補完して生活圏を相互に連絡する道路。都市部では、その骨格又は近隣住区の外郭となる道路。
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのある区域。（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）
京都議定書	平成9（1997）年に京都市で開かれた「気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）」で採択された国際的な取り決めのこと。先進国に平成20（2008）年から平成24（2012）年の第1約束期間の法的拘束力のある削減義務を課している。平成17（2005）年に発効。
京都基本構想	千年先を見据えた、2050年までの京都の「まちの羅針盤」となるもの。京都がこれからも京都らしくあり続け、千年先まで多くの人々をひきつけるまちであるために、京都市民がこれからも大切にし、未来に引き継ぐべき価値や、めざすまちの将来像を示している。
京都市商業集積ガイドプラン	都市づくりの目標と整合した望ましい商業集積の実現を図るため、京都市内を7つのゾーンに分け、地域ごとのまちづくりと商業集積の方向及び大型店の誘導・規制の考え方としての望ましい店舗面積の上限の目安を示している。
京都都市圏	京都市を中心として、京都府南部や滋賀県南西部に及ぶ京都都市圏で、大阪市、神戸市と並ぶ近畿地方の大都市の一つとして、京阪神大都市圏を形成する。

語 句	意 味
京都の景観の守るべき骨格	◆ 京都らしい都市空間の構成 ・ 三方の山すそに行くに従って次第に建築物が低くなる都市空間の構成 ・ 歴史的市街地のヒューマンスケールな都市空間 ◆ 自然・歴史的景観 ・ 風致地区や山麓型建造物修景地区の自然・歴史的景観 ◆ 良好な市街地景観 ・ 美観地区の良好な市街地景観 ◆ 眺望景観 ・ 「境内の眺め」や「通りの眺め」等の優れた眺望景観 ◆ 歴史的町並み景観 ・ 伝統的建造物群保存地区、歴史的景観保全修景地区及び界わい景観整備地区の景観 ◆ 歴史的資産周辺での景観づくり ・ 文化財や景観重要建造物等の歴史的資産に配慮した景観形成
京都リサーチパーク	研究開発型企業や京都府・京都市の産業支援機関が軒を連ねる新産業創出拠点。
ぎょうば 行場	主に修験道や密教などの修行を行う場所など。
京町家	建築基準法が施行された昭和 25 年以前に建築された木造建築物で、伝統的な構造及び都市生活の中から生み出された形態又は意匠を有するもの。（京都市京町家の保全及び継承に関する条例第 2 条）
居住誘導区域	立地適正化計画における、生活サービスや地域コミュニティの確保などを目指す区域。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路。
近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域のうち、特に重要な地区。（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第 6 条）
クリエイティブ産業	芸術や創造性、技能・技術が作品の価値をうみ、文化を形成し得る工芸や出版、広告、映画・アニメ、音楽、ファッションなどの産業分野の総称。
京阪神大都市圏	総務省が定義する、大阪市・京都市・神戸市の 3 市を中心市とした都市圏のこと。
減災	災害を完全に封じることができるとの思想ではなく、災害時の被害を最小化する考え方。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から、災害に備えること。
建築基準法	昭和 25（1950）年 5 月 24 日に公布された、国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。
建築協定	建築基準法で定められた基準に上乗せして、地域に合ったきめ細かな建築のルールを住民が自ら取り決め、互いに守り合っていくことで、地域の特性をいかしたまちづくりの実現に役立つ制度。（建築基準法第 69 条）
交通拠点	公共交通の拠点（鉄道駅ターミナル）や、道路交通の拠点（広域幹線道路などへのアクセス利便性が良い場所）。
高度経済成長期	日本経済が飛躍的に成長を遂げた 1950 年代半ばから 1970 年代初頭までの期間。一般的には、高度経済成長は第一次オイルショックの昭和 48（1973）年までとされている。
交流人口	その地域に訪れる（交流する）人口のこと。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、観光、レジャーなどがある。

語 句	意 味
国際文化観光都市	国際的な観光・温泉などの文化・親善を促進する地域として指定された都市。京都市は、昭和 25（1950）年に制定された京都国際文化観光都市建設法によって指定されている。
コワーキングスペース	オープンなワークスペースを共用し、各自が自分の仕事をしながらも、自由にコミュニケーションを図ることで情報や知見を共有し、協業するパートナーを見つけ、互いに貢献しあう「ワーキング・コミュニティ」の概念。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口が減少する中でも、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、生活サービスへのアクセスを確保しながら一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティの持続性を高めることを目指し、生活サービス機能や居住の誘導と公共交通ネットワークの形成を連携して取り組む考え方。
コンベンション	国際団体、学会、協会が主催する総会学術会議等。
さ行	
サードプレイス	自宅や職場、学校以外の居心地のよい第三の居場所のこと。
細街路	幅員が 4m 未満の道のこと。
再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものをいうことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。
サスティナブルなまち	環境・経済・社会の 3 つのバランスを保ち、将来の世代に負荷をかけず、今の世代も健康で豊かに暮らし続けられる都市や地域のこと。
里山	原生的な自然地域と都市地域の間中に位置し、人の手が入っていない「手つかずの自然」ではなく、人が暮らすことによって作り上げられた自然。
サブゲート	主要なターミナルにおける乗降や交通手段の接続などの機能を補助する隣接駅。
山紫水明	山は日に映えて紫色に見え、川の水は澄んで清らかであること。江戸時代の歴史学者、頼山陽が移り住んだ鴨川のほとりからの眺めを愛し、書齋に名づけた「山紫水明処」に由来する。
シェアオフィス	同じスペースを複数の利用者によって共有するオフィス。
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先かつ計画的に市街化を図るべき区域。（都市計画法第 7 条）
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。この区域内では、開発行為や建築行為が原則として禁止されている。（都市計画法第 7 条）
市街地開発事業	一定の地区を区切って、その地区内での公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うもの。（都市計画法第 12 条）
自然風景保全地区	市街地からの背景として眺望される緑豊かな山並みの自然風景を保全するため指定した地区。（京都市自然風景保全条例第 7 条）
重要文化的景観	景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であって、都道府県又は市町村が保存措置を講じているもののうち、特に重要なものとして国（文部科学大臣）が選定した文化財。（文化財保護法第 134 条）

語句	意味
守破離 ^{しゅぱり}	型を忠実に守る「守」、型を意図的に破ることを試みる「破」、独自の境地を確立する「離」の3段階で技藝などの成長プロセスを説く概念。
職住共存	店舗や作業場を併設した住宅が立ち並ぶなど、産業と暮らしが結びつき、職と住が共存している町並み又は職と住が一体となった暮らし。
新型コロナウイルス感染症	ウイルスによる呼吸器感染症で、令和2年以降世界的なパンデミックを引き起こし、外出制限や経済活動の停滞といった影響を及ぼした。
新景観政策	平成19年に50年後、100年後の京都の将来を見据え、世界に冠たる歴史都市・京都にふさわしい景観の保全と創造を目指し、実効ある具体的政策を講じた京都市の政策。
新町家	伝統的な京町家を単純に模倣するのではなく、京都の長い歴史の中で培われてきた京町家の知恵を受け継ぎながらも、時代の生活ニーズに合った、新しい京都の住宅。
水源の涵養 ^{かんよう}	地表の水（降水や河川水）が帯水層に浸透し、地下水となること。
スクラップ・アンド・ビルド	老朽化・陳腐化した建物や設備を廃棄（スクラップ）し、新しい設備に建て替える（ビルド）ことで効率化や高機能化を図る手法。
スタートアップ	新しいビジネスモデルで急成長を目指す新興企業。
ストックマネジメント	既存の建築物や構造物の有効活用や長寿命化、損傷・劣化などを将来にわたり把握するといった予防管理など、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法。
スプロール(スプロール化、スプロール市街地)	道路などの必要な都市基盤が不足している宅地が、都市周辺に無秩序に拡散する現象。そうした市街地をスプロール市街地と呼ぶ。
生活圏	人が行動する範囲・地域を指し、日常生活とその延長（遠出しな余暇など）を営む空間。空間の大きさは、個人の考え方や移動の自由、生活スタイルなど、圏域を設定する目的により、その定義は異なり、一律には定義はできない。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、多様な生きものの「種の多様性」に加え、生きものがすむ「生態系の多様性」、形や模様など、生きものの多様な個性を生み出す「遺伝子の多様性」の3つのレベルの多様性がある。
政令指定都市	地方自治法第252条の19第1項の「指定都市の指定に関する政令」により指定されている大都市制度で、都道府県の事務の一部が移譲され、一般の都市とは異なる権能が認められる。指定された順番に、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、熊本市の20市となっている。（令和8（2026）年2月現在）
世界文化遺産（世界遺産）	1972（昭和47）年のユネスコ総会で採択された世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき、世界遺産リストに登録された遺跡や景観、自然など、人類が共有すべき普遍的な価値を持つもの。
た行	
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域で、京都市が指定した区域。一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うもの。（宅地造成及び特定盛土等規制法第10条）
多自然川づくり	河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮し、あわせて美しい自然環境を保全あるいは創出する河川整備。

語 句	意 味
脱炭素型のまちづくり	地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出源となる化石燃料の使用から脱却し、持続可能な発展を目指すまちづくり。
地域	町内や元学区、小学校区など、適切なまとまりのある空間の範囲。複数の行政区にわたるものまで考えられる。
地域コミュニティ	地域住民が、生活している場所で住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。行政、地域を越えた連携などを基盤としたその他のコミュニティと区別する。
地域未来投資促進法に基づく重点促進区域	地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を特に重点的に促進する区域。
地区計画	住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設配置や建築物などに関する事項について、地区特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。（都市計画法第12条の5）
長期優良住宅	長期にわたり良好な状態で使用できるよう、構造及び設備などについて一定の基準を満たしたものとして市の認定を受けた住宅。（長期優良住宅の普及の促進に関する法律）
眺望景観	特定の視点場から眺めることができる特定の視対象及び眺望空間から構成される景観で、境内の眺め、境内地周辺の眺め、通りの眺め、水辺の眺め、庭園からの眺め、山並みへの眺め、「しるし」への眺め、見晴らしの眺め、見下ろしの眺めのいずれかに該当するもの。（京都市眺望景観創生条例第5条）
定住人口	その地域に定住している人口のこと。夜間人口とほぼ同一になる。
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにも関わらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
トカイナカ	都会（都市）の利便性と、田舎（地方）の豊かな自然・のんびりした環境を両立させたエリアやライフスタイルを指す造語。
特別緑地保全地区	無秩序な市街化や公害・災害の防止、伝統的・文化的意義、風致景観の保全などのために、都市の中の緑地を永続的に保全し、緑豊かな街の環境を維持するための地区。（都市緑地法第12条、都市計画法第8条）
都市機能	都市での人々の活動を支える様々な機能（商業機能、産業機能、業務機能、文化交流機能など）の総称。
都市機能誘導区域	立地適正化計画において、市町村が定める施設を誘導する区域。京都市では、一定の条件のオフィス（事務所・研究施設）を誘導施設として定めている。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限の下に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。（都市計画法第2条、4条）
都市計画道路	都市計画に定める都市施設の一つ。都市の基盤的施設となる道路。（都市計画法第11条）
都市軸	都市空間における人・物・情報の流れや都市機能を結ぶ主要な「骨格線」。
都市の空洞化	都市の拡大成長の結果として様々な都市機能が郊外に拡散する現象。

語 句	意 味
長寿命化対策	施設を将来にわたって長く使い続けるため、耐用年数を延ばすこと。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害を生ずるおそれがあると認めて指定された区域。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条）
土地区画整理事業	道路・公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るために、その区画形質を整え、公共施設の新設・改良を行い、良好な宅地の供給などを行う事業のこと。（土地区画整理法第2条）
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
バリアフリー化	障壁（バリア）をなくすという意味で、床の段差の解消や、手すりを設置するなど、高齢者や障害者を含めて誰もが支障なく使えるように配慮すること。
番組小学校	明治維新後、都が東京へ移ることとなり、京の町が深刻な危機を迎える中、京都の再興は人づくりにあると考え、京都の町衆が明治2年に町の区分であった番組を単位として創設した小学校。
ヒートアイランド	都市部では、エネルギーが大量消費されており、また地面の大部分はアスファルトやコンクリートなどの透水性、透湿性の低い材質に覆われている。このため、日中は水分蒸発による温度低下がなく、蓄えた熱を夜間に放出するため、夜間温度が下がらず、都市部では郊外と比べて気温が高くなり、「島」のような等温線を描くことから呼ばれる現象。
風致地区	都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため、風致の維持に必要な区域を定め、建築行為だけでなく、樹木の伐採や宅地造成などの開発行為に対しても必要な規制を行っている地区のこと。（都市計画法第8条）
フェーズフリー	普段利用している商品を災害時にもそのまま使うという考え方。
フォースプレイス	家庭（第1）、職場・学校（第2）、カフェ等のサードプレイス（第3）に続く、「第4の居場所」。単なるくつろぎの場ではなく、共有の価値観を持つ仲間とつながり、自己研鑽や新たな挑戦、自己実現を図る場として注目されている。
袋路	幅員4m未満の通り抜けができない路地。
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。（文化財保護法第2条）
ベンチャー企業	新しいアイデアや独自の技術を武器に、革新的なサービスで急成長を目指す、小・中規模企業。
ま行	
まち がら 柄	学生が多いといった、住んでおられる方の特徴や、地域にある特色あるお店などの商業施設、伝統産業や農産物などの産業、神社仏閣などの歴史的資源といったものが表す、京都の各まちが持つ唯一無二の特性のこと。
町割	町を設けるために土地を区画すること。町の区画。
密集市街地	敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に立ち並んでおり、地震時に大きな被害が想定される危険な市街地のこと。
みやこ杉木	市内産木材の利用を促進するため、京都市内の森林で伐採し一定の基準に沿って加工・出荷された製材品又は北山丸太に付けられた名称。
向日町上鳥羽線	京都府向日市のJR向日町駅東側から京都市南区の上鳥羽・大宮通を結ぶ、全長約3,650mの都市計画道路。

語 句	意 味
モダニズム建築	20 世紀初頭に欧州で誕生した、装飾を排除し機能性・合理性・実用性を追求した建築様式。
元学区	明治 2（1869）年に、住民自治組織である番組が日本で最初の小学校である 64 の番組小学校を発足したときの小学校区のこと。現在も番組小学校を創設した地域においては、地域住民の自治単位として使われている。
モビリティ・マネジメント	多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域の移動状況が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化するよう促す取組。
や行	
ユニバーサルデザイン	製品や施設などを、全ての人が利用しやすいデザインにすることを目指す考え方。
用途純化	住宅、商業、工業などの異なる機能をエリアごとに分離し、混在を抑制することで、良好な環境と効率的な土地利用を目指す仕組み。
ら行	
ライフライン	エネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設など、生活に必須な都市基盤設備。
らくなん進都	新しい京都を発信するものづくり拠点としてまちづくりを進めている地域で、油小路通を中心に概ね十条通、宇治川、東高瀬川、国道 1 号に囲まれた約 607ha の地域。
リダンダンシー	自然災害などによる障害発生時に、一部区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている状態。
立地適正化計画	都市計画区域内の区域について、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画。（都市再生特別措置法第 81 条）
リノベーション	既存の住宅に大規模な工事を行い、ライフスタイルに合わせて間取りや配管、内装を刷新し、新築時以上の性能や付加価値を付け加えること。
歴史的都心地区	河原町通、烏丸通、堀川通、御池通、四条通、五条通の 6 本の幹線道路沿道地区とこれに囲まれた職住共存地区。
歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存区域のうち、特に重要な地区。（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第 6 条、都市計画法第 8 条）
歴史的風土保存区域	古都における歴史的風土を保存するため必要な土地として指定された区域。（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第 4 条）
レジリエンス	様々な危機からの回復力、復元力、強靱性（しなやかな強さ）を指す。
わ行	
ワークスペース	コワーキングスペースや、シェアオフィスなど、自宅やオフィス以外で仕事ができる場所。
ワーケーション	テレワークを活用し、リゾート地・温泉地等で余暇を楽しみつつ仕事をする過ごし方。

5 都市計画マスタープラン策定の経過

- 京都市都市計画審議会に都市計画マスタープラン部会を設置（令和7年3月）



- 都市計画マスタープラン部会で素案を検討（5回開催）

日時		主な議題
第1回	令和7年 7月16日	○次期都市計画マスタープランの策定検討の趣旨や視点等について
第2回	令和7年 9月1日	○次期都市計画マスタープランの方向性とエリア別の方針等について
第3回	令和7年 10月29日	○次期都市計画マスタープラン策定に向けたエリア別の方針等について
第4回	令和7年 12月24日	○次期都市計画マスタープラン策定に向けたエリア別の方針、実現方策等について
第5回	令和8年 3月5日	○次期都市計画マスタープラン素案について



- 京都市都市計画マスタープランの素案の公表（令和8年4月20日）
- 京都市都市計画マスタープランの素案に対する市民意見募集を実施（令和8年4月24日～同年5月31日）
【意見書数：436通、意見数：1,641件】



- 都市計画マスタープラン部会で京都市都市計画マスタープラン案を検討（第6回：令和8年7月3日）



- 京都市都市計画審議会で京都市都市計画マスタープラン案を承認（令和8年7月29日）



- 京都市都市計画マスタープランの策定（令和8年8月31日）

(参考) 都市計画マスタープラン部会の委員名簿

(五十音順 敬称略)

	氏 名	役 職 等
部会長	川崎 雅史	京都大学大学院教授
委員	麻生 美希	同志社女子大学教授
	市木 敦之	立命館大学教授
	兒島 宏尚	京都商工会議所専務理事
	是永 美樹	京都女子大学准教授
	関口 春子	京都大学准教授
	谷本 圭子	立命館大学教授
	檜谷 美恵子	京都府立大学名誉教授
	平尾 和洋	立命館大学教授
	森 知史	京都市住宅供給公社副理事長
	山田 忠史	京都大学大学院教授

京都市都市計画マスタープラン

発行：令和 8（2026）年 8 月

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話：075-222-3505 FAX：075-222-3472

